

平成31年3月愛荘町議会定例会会議録

平成31年3月6日（水）午前9時00分開議

**議 事 日 程（第2号）**

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 同意第 1号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 同意第 2号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 同意第 3号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 5 同意第 4号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 5号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 6号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 7号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 8号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第 9号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第10号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第11号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第12号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 1 4 議案第 1 号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 議案第 2 号 愛荘町特別会計条例等の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 3 号 愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 4 号 愛荘町行政組織条例の全部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 5 号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 1 9 議案第 6 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 2 0 議案第 7 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 2 1 議案第 8 号 平成 3 0 年度愛荘町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 2 2 議案第 9 号 平成 3 0 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 3 議案第 1 0 号 平成 3 0 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 4 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 5 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 6 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 7 議案第 1 4 号 平成 3 1 年度愛荘町一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 1 6 号 平成 3 1 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 1 7 号 平成 3 1 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度愛荘町下水道事業会計予算

---

## 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程 3 2

追加日程第1 議埵第2号 予算・決算特別委員会の設置について

追加日程第1 選任第1号 予算・決算特別委員会委員の選任について

追加日程第2 報告第1号 予算・決算特別委員会の正副委員長の報告について

---

### 出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 外川善正君	8番 徳田文治君
9番 河村善一君	10番 吉岡ゑみ子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 高橋正夫君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	石田政則君
総務部長	川村節子君	会計管理者	北川元洋君
教育管理部長	中村治史君	産業建設部長	青木清司君
総合政策部長	小杉善範君	住民福祉部長	岡部得晴君
人権政策主監	山本隆男君	教育主監	田中幹雄君
経営戦略課長	上林市治君	まちづくり協働課長	西川傳和君
経営戦略課総務担当課長	陌間秀介君	農林商工課長	北川三津夫君
福祉課高齢福祉担当課長	居島惣偉智君	教育振興課長	北川寛君
福祉課長	生駒秀嘉君	住民課長	廣瀬猛君
環境対策課長	上林政信君	建設・下水道課参事	水谷徹也君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長 徳田郁子 書記 宮崎 淳

開議 午前9時00分

○議長（高橋正夫君） 皆さん、おはようございます。2日目の定例会にご参集いただきまして、ご苦労さんでございます。

中村建設・下水道課長より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋正夫君）

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（高橋正夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（高橋正夫君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日3月5日に引き続き、2名の一般質問を行います。順次発言を許します。

---

◇ 河村善一君

○議長（高橋正夫君） 9番、河村善一君。

[9番 河村善一君登壇]

○9番（河村善一君） 9番、河村善一です。ただいまより一般質問を行います。大きくは2つの項目について行わせていただきます。

第1は道路拡張についてであります。昨年9月の議会で決まった「第2次愛荘町総合計画基本計画」に基づいて質問いたします。昨日、こういう「第2次愛荘町総合計画」が出ました。9月に決まった内容でありますし、それに基づいて話を進めてまいりたいと思います。その中の「4 安全で心豊かな暮らしを支えるまちづくり」の「4-2 交通安全対策の推進」で、「主要施策3：安全に通行できる交通環境の整備」というところがございます。そこの中では、「交通状況や道路の現状を的確に把握し、子ども、高齢者、障がいのある人など交通弱者に配慮した整備を進め、適切な維持管理に努めます。」、2つ目には「道路網整備計画に基づき、交差点改良（右折帯整備）を実施するとともに、見通しの悪い交差点などには、道路反射鏡、路面標示などの設置

を行い、町民の生活環境の維持・向上に努めます。」というところが述べられています。今回、緊急に取り組むべき箇所を指摘いたしますので、回答を求めたいと思います。

その1つは、愛知川小学校前の沓掛から中宿に向かう道は大変カーブがきつく、大きな事故が起こっています。スピードの出し過ぎによるものと見られますが、中山道はもともと歩行者が通る道としてできたもので、当時は今のようなカーブがあっても問題なかったと思われますが、現在のように自動車を通る道路としては危ないところとなっています。

1年ほど前に沓掛側で起きた事故は、スピードの出し過ぎと居眠りによるもので、電柱を避けたために死亡事故にはならなかったが、ガレージを壊してフェンスに当たって止まるという大きな事故がありました。また、反対の中宿の方の民家にも自動車が突っ込んだ事故も何度か起きています。また、最近では愛知川小学校横の中宿での分譲が進み、そこに住まわれている方々の自動車の出入り口となり、より危険な状態となっております。

子どもたちの登下校時の通学にあたって、このままだといつ事故が起こってもおかしくない。何とか子どもたちの登下校時の安全通学できるようにしてほしいと、中宿と沓掛の区長さんをはじめ小学校のPTA役員さんから要望をお聞きしています。そこを通る子どもたちは、中宿だけでなく市と長野の子どもたちもおられます。幸いに、昨年12月にその場所に位置する民家を取り壊され整地されています。隣のお家からも、子どもの通学の安全のためならば、この際、自分の家の一部を協力してもよいとおっしゃっていただいています。この機会に何としても抜本的な検討をしてもらいたいと思いますが、見解を求めたいと思います。あとは自席で質問いたします。

**○議長（高橋正夫君）** 建設・下水道課参事。

**○建設・下水道課参事（水谷徹也君）** 河村議員ご質問の「子どもたちの安全通学のために、愛知川小学校前のカーブは大変きついので、緩やかカーブにできないか」について、お答えいたします。

現在の中山道は、国道8号の慢性的な交通渋滞により、通過交通として当該道路に流入し、交通量が増えています。より交通スピードが緩やかであった頃の往年の中山道の名残をとどめる道路線形ではありますが、特に小学校前は急なカーブとなっております。

議員ご指摘のとおり、少しでも児童に危険が及ばないよう、地元と協力しながら道

路線形を研究してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 今のことにつきましては、その整備された地権者の方にも一応ご理解を賜って、そういう趣旨のお話をいたしましたらご理解をいただいております。そういう意味におきましても、非常に今、その家が建っている間は何とも手がつけれなかったのですけれども、今の整備状況であるならば、事故を起こさないためにも、進めていっていただきたいと思っております。

また、12月には先ほど申しましたように中宿の区長さんからの申し入れもあったし、1月には沓掛での評議委員会での確認事項として、全面的にそういうことであるならば協力しようじゃないかというような申し入れもございます。今現在どこまで取り組んでいただいているか、そのことについて再度質問させていただきたいと思っております。

○議長（高橋正夫君） 建設・下水道課参事。

○建設・下水道課参事（水谷徹也君） 河村議員の再質問にお答えいたします。

現在の対策といたしましては、道路の線形につきまして公安委員会とも協議しながら進めておりますけれども、ただ、貴重な個人財産が影響することが考えられますため、道路土地所有者・自治会とも協議しながら今後進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋正夫君） 9番、河村善一君。

○9番（河村善一君） 町長に質問したいと思っております。町長にもこのお話をさせていただきました。町長、やはりトップがどういう決断をして進めていくかが大事だろうと思っておりますので、町長はこのことについてどのように考えられているか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（高橋正夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

愛知川小学校の前の道路の線形、河村議員からも昨年にもその土地・家屋が更地になっているので、そういう点では地元のご協力、特に土地をお持ちの方のご協力なり近隣の方のご協力が得られるということでお話をいただいております。

私も道路は幼い頃から行き来をしております。また、車の免許を取ってからは車でも往来する中で、現在、非常に見通しのいい状況は確保されやすいところでもあるな

と思っておりますが、先ほど参事からもご答弁を申し上げました内容に「地元と協議をして」ということをございますが、「地元と協議をして」という中には、やはり、より見通しがよくなることによって、より自動車の往来のスピードが速くなってしまいかねないという部分が恐らく含まれるのだというふうにも思いますので、やはり子どもたちの安全確保ということをより優先的に考える、そしてまた隣の分譲の開発もより進みましたので、そのあたり、道路を出てきていただく際に出合い頭の事故等々もより発生をしないようなあり方というのを、行政としてはしっかり確保していきたい。とともに、やはり地元の方々のご意向ということをより大事にしながら、この件に関しては協議を進めていきたいと考えております。以上、答弁申し上げます。

**○議長（高橋正夫君）** 河村善一君。

**○9番（河村善一君）** ありがとうございます。より前進するように、こういう機会に、今、整地にされ地権者の協力が得られるという状況のもとでありますので、ぜひ進めていただきたいと思います。2番目に移ります。

中山道の中宿と愛知川の境界に橋が架かっています。その橋の幅が狭くて、自動車の対向は難しいのが現状であります。現状では、どちらかの一方が一旦停止して、対向車を通してからしか通行できないのが現状であります。今後、橋幅を広くして安全に対面通行できるようにしてもらいたいと考えていますが、町はどのように考えているか、見解を求めたいと思います。

**○議長（高橋正夫君）** 建設・下水道課参事。

**○建設・下水道課参事（水谷徹也君）** 河村議員のご質問の「中宿と愛知川との境の橋幅が狭いので、対面通行できる橋幅にしてもらいたい」とのことについて、お答えいたします。

現在の中山道に架かる橋梁は、南北から流入する道路排水路を防がないように、高欄が設置してあります。ご指摘の高欄を広げる対策は、物理的に可能ではあります、車両の走りやすさを重視することにより、橋梁前後の住民に対する危険性や、児童などの危険性が増すため、大変困難と考えております。

今後におきましては、滋賀県公安委員会と協議し、児童などの安全を重視し、車両における快適性も含め協議してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（高橋正夫君）** 河村善一君。

**○9番（河村善一君）** このことについては、そのとおりだと思うのです。ただ、今

の現状のままで今後、道路改良、幅のことも必要になってくる時期が必ずくると。今当面、確かに道路幅のギリギリまで家の玄関が来ているという意味においては、非常に厳しい状態であろうかと思うのですけれども、でも、あそこの道路は対面でしかなかない。あるいは子どもたちの通学路の安全においては、不安な部分があるかと思うのです。今後、やはりあそこの部分の改良を、お家の改良等においても必要になってくるのではないかなと考えております。そういう意味においては、今後の道路計画の中の1つ、必ずあそこは、通る時は一旦停止して交通確認をして通っているのですけれども、道路としてはやはり不変則な状態であるだろうと思うので、今後の改良を望みたいと思いますけれども、今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋正夫君） 建設・下水道課参事。

○建設・下水道課参事（水谷徹也君） 河村議員の再質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、路肩を広げることで子どもの安全スペースは確保できると思いますが、一方で車両にとって走りやすさが重要視されることにもつながります。中山道のような狭隘でかつ通学路のような場所には、逆に車両のスピードを抑制させるような対策も必要であると考えます。

1つ例にあげさせていただきますと、現在、東近江市五箇荘支所前の中山道でスピード抑制のための社会実験として、可搬式ハンプが3か所設置されております。「ハンプ」と申しますのは、車の速度を抑制するために設置する物理的な段差でございます。幅4m・長さ6m、山型の中央部では10cmの段差がございます。当然、スピードが出れば車はバウンドするため徐行されますが、段差による騒音障害もあるため、地元住民のご理解も必要であると聞き及んでおります。

今後におきましては、このようなスピード抑制を視野に入れて総合的に検討してまいりますと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 次に進みます。

ある町民の方から、「平和堂・愛知川店舗前の駐車場の道路の反対側の歩道に、愛知川庁舎の案内石碑があるが、歩道に設置されており、歩道を占有しているから問題があるのではないか」とご指摘をいただきました。当初は町道認定されておらず、設置されたものであると思いますが、町道認定されて歩道を占有している以上、撤去して別のところに移転するのが望ましいと考えますか、町の見解を求めたいと思います。



○議長（高橋正夫君） 建設・下水道課参事。

○建設・下水道課参事（水谷徹也君） 河村議員ご質問の「愛知川庁舎付近の歩道に石碑があるが、別の場所に移設できないか」について、お答えいたします。

現在、町道東部開発線愛知地川庁舎東側入り口に、庁舎案内として石碑が道路区域に設置してあります。この名板は、幹線道路より明確に施設を把握でき、進入できるよう設置されておりますが、議員ご指摘のとおり町道認定も行っており、歩道空間を侵していることから、現在、移転箇所を模索しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 適切な場所に設置していただきたいと思います。

次、第2番目、農業についてお尋ねいたします。農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化に伴う離農による農業者の減少、また、耕作放棄地の増加、生産物価格の低迷など、依然厳しい状況に置かれています。このような中、国政においては「農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）」が成立し、平成29年5月19日に公布、8月1日に施行されました。これによって、生産資材の集約や規制緩和の見直し、農産物の流通に係る環境整備等が進み、米政策改革が本格的に実施され、農政改革が着々と進められているところであります。

そこで、第2次愛荘町総合計画の基本計画をもとに、愛荘町の農業について何点か質問いたします。「3 活力あふれるにぎわいのまちづくり」に「3-1 農林業の振興」というところがあります。「主要施策1 未来へつなげる田園風景 ●地域農業の未来の設計図である「人・農地プラン」の作成・更新、中間管理事業を利用した農地集積を推進し、遊休農地の発生・防止に努めます。」と書かれています。

それでは、次の状況をお聞きします。「人・農地プラン」を作成・更新されている集落は何集落で何パーセントか。もし、100%でないならば、作成されていない集落へ出向き、農業組合長とともに「人・農地プラン」を作成すべきと考えます。そうしないと、今後の町の農業計画が立てられないのではないかと考えますが、現況を報告してください。

○議長（高橋正夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 河村議員のご質問のうち、農業についての質問の1点目、「人・農地プランを作成・更新している集落の割合」について、お答えいたし

ます。

現在、町内 46 集落のうち 27 集落が策定および更新されており、割合は約 59% となっております。町の農業振興計画においても「人・農地プラン」は極めて重要と考えており、未策定集落への指導につきましては、農業組合長会議等の機会を通じて、県・農協等関係機関と連携し、プラン策定に向けた取り組みを進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9 番（河村善一君） 農業プランの策定が非常に、今後愛荘町で進めるにおいては非常に重要だろうと思うのです。中宿などはもう 1 農家が農業をやっておられるのが現状だろうと私は思います。でも、農業プランは策定していく必要があるし、ほかの集落から耕作にいられていると思うので、今現状でなかなか人数が少ない中で、兼業農家がやっているということは非常に難しいと思うので、町がまず出向いて、その会議を開いて、どういうプランをつくるかというところまでは手を貸してあげないといけないのではないかと。やはり各集落での思いはどこにあるのかというところが、このプラン作成は必要ではないかと思うのですけれども、これもまたずいぶん前から進められている状況の中で今日まで来ているわけですけれども、早急にこのプラン作成を進めるべきだと考えますが、再度その決意というか、その進め具合についてお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋正夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 河村議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、27 集落が策定をされておりまして、特に中期の集落程度がまだということでございます。現在策定を依頼している集落については、6 集落程度がございまして。そういった集落、また依頼もできていないような集落についてもお声掛けをさせていただきながら、先ほど言いました関係機関と連携をしながら取り組みを進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9 番（河村善一君） 次に進みます。

2 番目、中間管理事業を利用した農地集積はどれほど進んでいるのか。今日までどれほどの面積が出て、今後どれくらいに面積を予定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋正夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 2点目の「中間管理事業を利用した農地集積」について、お答えします。

平成26年度に運用を開始した農地中間管理事業によって担い手に貸し付けている農地は現在326haで、町内農地の21.9%となります。この農地中間管理事業を含む担い手への集積農地面積は、平成30年度当初で969ha、担い手集積率は65.1%となります。町農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」では、担い手への農地集積率を平成36年度までに70.0%を目標としており、今後5年で73haの新規集積を目指します。以上、答弁いたします。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） この目標は達成できると思っておられるのか、今どういう状況に考えておられるのか、そのことについてお尋ねします。

○議長（高橋正夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 再質問にお答えいたします。

目標を目指してということでございますが、近年、この集積率については少なくなってきておりますので、頑張っってその目標を目指したいと思っております。以上です。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 次に進みます。

耕作放棄地の面積は増加しているのか、減少してきているのか。少し増えてきているのではないかと。その対策は取られているか、お尋ねいたします。

○議長（高橋正夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 「耕作放棄地の面積は増加しているのか」について、お答えします。

国が行う「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」による町内の荒廃農地面積は、再生可能である荒廃農地に分類される農地面積は、平成30年度が2.7haで0.17%となっています。この調査を遡るとすべて1%未満であり、ここ10年間は増えておりません。

対策については、農地パトロールなどを行っております。以上です。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） ずいぶん耕作放棄地は減っているという感じであります。た

だ、高齢化によって、あるいは病気等によって、耕作放棄地が出る場合が出てきます。そういうところはちゃんと受け入れ対策もしていただきたいと考えております。

今の現状のままでだいぶ減ってきているという取り組み、頑張りは評価したいと思います。

次に「主要施策2 新たな農業へのチャレンジ」というところがあります。「●農商工連携の推進、6次産業化に向けた事業支援や新たな特産品の創出・ブランド化に努めます。」と書かれています。

そこで、6次産業化についてであります。規模の小さな集落営農法人ではなかなか難しいのが現状であり、稲作で儲けたお金を6次産業で損していたら何にもなりません。今後、役場か農協がリーダーシップを取って、6次産業を取り組めるメニューを考え、支援してもらいたいと考えておりますが、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋正夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 河村議員の「6次産業化の取り組み」について、お答えいたします。

農業分野の6次産業化は、生産者の経営強化策として、国等において各種支援メニューが用意されており、今年度は国の交付金を活用し「やまいもジェラート」の開発にも支援を行ってきました。また、農協においても作物振興部会が中心となって、生産者の支援を進めています。

対象者を精査せず支援しても、6次産業化が経営改善に至らないことも認識しており、真に付加価値の拡大につながる取り組みとなるよう、県農産普及課や農業経営相談所の専門的なアドバイスを受けられるようにしています。

また、「農商工の連携」も地域に新たな付加価値を生み出す手段と考え、信用保証や低利誘致、マッチング支援を行っておりますが、町内には産地こだわりの地酒や菓子、地元農産物の瓶詰や漬物など、生産者と商工業者がつながった取り組みも生まれており、成果が広がるようこれからも支援してまいります。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 6次産業化はなかなか、実際はいろいろ研修し、補助金も出ているのですけれども、やはり実績は後で結果報告も必要になってきますし、なかなか実際は難しいというのが現状なんです。だから、何とかメニューというか、簡単に

できるということでもありませんが、投資を求めて、それにかかりつきりになってしまうと非常に難しい。

今、農業における女性活躍のことも言われていますが、農業に再度出てもらおうということも、集落の事情によってなかなか難しいのも現状でありますけれども、町としてはこの取り組みについて特別な対策を考えられているのか。あるいは今後の現状についてどのような認識し、進められようとしているのか。その方向性、また考えておられることがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋正夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 河村議員の再質問にお答えさせていただきます。

特別な対策ということになるのかどうかですが、都会の方で「アグリフードエクスポ」のようなイベントがあった際には、そういったところにも参加させていただきながら取り組みさせていただいております。

それと、先ほど申しました「農商工の連携」についても、今後も引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 次に進みます。

「主要施策3 多様な担い手の確保・育成」というところが書かれています。「●経営感覚に優れた農業経営者や農業生産法人など、地域農業をけん引する中核的担い手の確保・育成に努めます。」と書かれていますが、担い手の確保は大切だと、また、後継者の育成は大切となってきているのが現状であり、それは同じ認識であります。

まだまだやれると思っていれば、病気でできなくなる場合もあります。今後、農業をやりたいと思う意欲ある若者がいるならば、町外の若者であれば空き家を利活用してもらいながら、応援できる体制・仕組みを考えてもらいたいと考えております。また、軌道に乗るまでの間は税制面での優遇はできないものか、検討してもらいたいと思うが、町の見解を求めたいと思えます。

○議長（高橋正夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 担い手の確保、後継者の育成に対する支援の仕組みについて、お答えをいたします。

農業を始めたい方の相談には、町が窓口となる場合、県農産普及課や農業経営相談所・農業大学などの専門家を交えて収納計画を策定し、支援してまいります。さらに、

就農希望者が青年等の場合は、農協や融資機関を加えたサポートチームで経営技術指導や営農資金の調達、農地の借り受けなどの支援を行い、様々な補助金や低利融資を受けられるよう支援していきます。

現在、町内で空き家を利用した新規就農や農業経営の第三者継承の支援も行っており、その定着を促すとともに、こうしたケースをモデルに意欲ある就農希望者への経営継承を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） また、次に進んでいきます。「主要施策5 体験交流型農林業の振興」というところがあります。「●教育旅行の受け入れを中心とする農村生活体験事業の実施など、地域の農林資源事業の実施に努めます。」という説明があります。

農家民泊体験事業は、愛荘町では平成23年5月12日～13日、神戸市立垂水中学校の2年生が来てくれたのが始まりでした。その年の7月14日～15日には西東京市立田無第4中学生が、9月13日～14日には西東京第3中学生が来てくれました。この2校は、その年の3月に東日本大震災が起こり、当初の民泊先が福島県の計画だったことにより、急遽、民泊先を愛荘町に変更して来てくれた学校であります。

その時に来てくれた西東京市立第四中学校の私のところに泊ってくれた男子生徒から今年、年賀状が来ました。そこには、「民泊体験でお世話になって8年が経とうとしています。私は今年大学を卒業して、4月には学校の先生として働きます。修学旅行の引率として、もしかしたらまたお世話になるかも知れません。その時はよろしくお願ひします」というような嬉しい便りでありました。

また、平成26年、西東京第3中学校から農家民泊に来てくれた女子生徒さんからの年賀状では、「すっかりご無沙汰していますが、いかがお過ごしですか？ 私は東京農業大学に進学し、農業と食について学んでいます。去年は北海道や長野の桃農家さんなど5か所の実習に行きました。今年も教職や司書の勉強、農業実習等、何事にも全力で取り組みます。健康に気をつけて、良き1年をお過ごしください。」この方は農家民泊体験をして、農業に非常に興味を持って、東京農大に入ったということで、自分の進路を決めてくれているというところでもあります。

またもう1つ、平成27年6月に横須賀市立大津中学校から民泊に来てくれた女子生徒さんの年賀状では、「今年あと少しで大学生になります。河村さん、いかがお過ごしでしょうか。今でも宿泊させていただいた楽しい思い出、昨日のこのように覚え

ています。これから寒い日が続きますのでご自愛ください。」

今回紹介した3人だけではありません。今も農家民泊に来てくれた子どもたちとの年賀状交換をし、その年賀状を読むと、農家民泊を大変喜んで感動し、その後の活動の糧になっていることがわかり、受け入れ家庭として大変嬉しいことでもあります。

今年の農家民泊で愛荘町に来てくれる中学校は1校ときいています、その1校を大切にし、精一杯のおもてなしで受け入れたいと思いますが、今後も農家民泊が継続してやっつけられるよう努めてもらいたいと思いますが、町長の見解を求めておきたいと思います。

○議長（高橋正夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 町長にということでございますが、先に担当から考えを述べさせていただきたいと思います。河村議員の「体験交流型農林業の振興について」でございます。

本町では、彦根市・東近江市・多賀町・甲良町・豊郷町との2市4町で連携し、平成23年度から県外中学校の教育旅行の受け入れに取り組んでおり、この8年間で受入家庭延べ293軒にご協力いただき、延べ21校・1,047名の生徒を受け入れてまいりました。

議員のお話以外にも受入家庭の皆様から、生徒が卒業旅行に受入家庭宅を再訪問してくれたり、受入家庭の皆様が民泊後、学校行事や部活動を見に行かれたりなど、心と心の交流が民泊後も続いているという声をいただいております。

しかしながら、本町だけでなく湖東地域全体において受入家庭の確保が年々厳しくなっており、民泊の運営主体である「あいしょう農交愛ランド協議会」では、先般、先進地である日野町への研修を実施するなど、今後の事業展開について協議・検討をしているところであります。今後も「あいしょう農交愛ランド協議会」を中心に、湖東圏域で協議を深めるとともに、先進地である日野町や東近江市とも情報交換しながら、進むべき方向について検討していきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋正夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁を申し上げます。

愛荘町を教育旅行として訪れてくれた子どもたちが、受入家庭との交流を通じて、貴重な体験と大きな感動を得られたことに、私も大変感銘を受けております。そして、

その後も成長した子どもたちとの絆を大切にいただいていることに敬意を申し上げます。

教育旅行民泊の受け入れを含む体験交流型農林業の振興については、「あいしょう農交愛ランド協議会」を中心に、近隣市町とも情報を密にしながら、今後の進むべき方向性を探ってまいりたいと考えています。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） このことについて再質問したいと思います。

課長も申されましたが、3月4日に「あいしょう農交愛ランド協議会」の皆さんと日野町へ視察研修に参りました。日野町では、愛荘町も同じ人口でありますけれども、今、受入家庭の登録は180件、実際の受入家庭は108件と聞いております。年間25校くらいを受け入れられているのが現状であると聞いておまして、非常に予算も7,500万円ぐらいの規模ですすめられているというところでございます。

今後、愛荘町がやっていこうというところを考えると、定住自立圏構想の中の彦根市を中心とした市町が受け入れを考えていかなければならないのではないかな。これは農交愛ランド協議会だけで考えられる状況ではなくて、やはり今、彦根市はどのように取り組んでいくのか、あるいはその働きかけは非常に大切ではないかなと。町長が今後、彦根市長あるいは担当課のところでもどのように進めていかれるかということは、今後の農家民泊を進められていく大きな要になっていくのではないかと考えております。

そこで、町長自身が今述べていただきましたように重要だと考えておられるならば、やはり定住自立圏構想の中にもこの体験型民泊というものを位置づけられておりますので、そこに重点を置いて進めていただきたいと思うのですけれども、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋正夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁申し上げます。

湖東定住自立圏におきましてもということで、またその関係の方々、なおかつ担当の課長会等々も行われておりますので、その中でも協議を深めていくということが大事であると存じます。

また町内におきましても、日野町は本当に広がりがある、愛荘町におきましてなかなか、一つひとつ課題が少し見えてきているというところも拝聴しております。受入



家庭の広がりというところが若干難しい。そういう点ではかなり同じ方に集中してしまっていて、そのご負担が出てしまっているというのも伺っておりますので、どういうやり方が広域的に見た時もふさわしいかというところを、また議論を深めてまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○議長（高橋正夫君） 河村善一君。

○9番（河村善一君） 日野へ行った時に、お話を聞いた時に、日野町はもう民泊、学校だけではなくて旅行業者から民泊を受け入れられませんかということは絶対断らないのだそうです。何とかすると。その学校を受けると。彦根市が断って、日野町へ行っている場合が多いというように聞いたのですよ。彦根市長をはじめとして、彦根が全部断って、向こうへ行っているのかなというふうにも思ったりしますので、積極的に愛荘町も引き受ける。みんなで支援するから何とか持ってきましょうということをやっついていかないと、愛荘町だけではまだまだ、日野町のような体制はまだできていない。そのためには、日野へ行きました時には、課長と担当がいまして、別に3人の専従担当がそこで引き受けてやっておられるというのが現状でございますので、そういう体制まで持っていくという、あるいは「やろう」という、商工観光課の課長の決意というか、その旗ひとつなんだというような決意を聞いた時には、我々もそのような姿勢が必要ではないかなと思っていますので、日野町はそれをするために町長自身も動いていたということもその話の中でありましたので、愛荘町も、町長にすべてお願いするわけではありませんけれども、町長の姿勢というのが一番肝心になってくるだろうと思いますので、我々はできるだけフォローをし頑張っていきたいと思うのですけれども、やはり子どもたちが来てくれないと何もならないと思いますので、愛荘町にとって、農交愛ランド協議会の活動、農家民泊というのは素晴らしい事業だと私は思いますので、そこはやはり盛り上げていくように、今は一番苦しいというか、足踏みの状態があるのですけれども、やはり展望を持ってやっていくようなことは考えていただきたいと思っておりますので、再度町長の決意をお聞きしたいと思っております。

○議長（高橋正夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 河村議員がおっしゃっていただいたとおりでと思います。素晴らしい事業であるし、またその展望を描けるということが大変大事だと思っておりますので、また協議を進めてまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○9番（河村善一君） 以上で終わります。

---

◇ 外川善正君

○議長（高橋正夫君） 7番、外川善正君。

〔7番 外川善正君登壇〕

○7番（外川善正君） 外川善正、一般質問を行います。本件に関しましては、昨日、2人の方が同じ質問をされております。同じことをとすると何ですので、少し角度を変えて質問をしていきたいと考えております。本文については、当初のまま朗読させていただきます。

本町が所有する多くの公共施設やインフラ施設などは高度成長期に整備されており、全国的に見ても同様な事象で、現在ではその老朽化対策が大きな課題となっている。また、複数の市町が合併することにより類似の施設が数多くできることから、財政面においてもコスト削減を考えなければならない状況にあります。

本町においても将来的には人口減少が見込まれており、今後の財政負担の増大などを考えれば、施設などにおける適切な維持管理、また長寿命化や集約化を実施していくことは必要であり、避けては通れないものであります。

こうした中で、建物の耐用年数や耐震性など、いろんな角度からデータ等を集約し、それらを参考に複合化・集約化などを行っていく必要があります。それに関するデータ等については、総合管理計画の中で明記されてあるが、それらについては別途議論することとし、「愛荘町公共施設（建物）個別計画」の中において、施設ごとの利用状況等から統合化や集中化を行うが、その結果において格差が生じては住民の感情を傷つけるものとなり、慎重に実施することが必要であると感ずるものであります。

平成31年1月21日に提示された「愛荘町公共施設（建物）個別施設計画」において、目標や方針を実現するため、施設ごとに具体的に記述されているが、本計画の対象となる施設は概ね80点近くあり、早いものは「2020年までに集約を検討」とあるが、対象施設全体の整理の方向が明確になっていないと思われることから、その考え方をお尋ねします。以上です。

○議長（高橋正夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 外川議員のご質問の「愛荘町公共施設（建物）個別施設計画（第1期）」の取り組みについて、お答えを申し上げます。

個別施設計画は8年間で第1期計画期間としており、今後の社会情勢の動向や行

財政改革の進捗を踏まえ、中間年の4年後に見直しを行うこととしており、具体的な方向性は、実行可能と見込まれるものになっております。これから具体的な検討を行っていく際は、グランドデザインとの整合を図りながら進めていく考えでおります。

また、将来人口・施設規模・財政状況等を考慮しながら、住民ニーズに対応できる行政サービスの提供について、町民や議会・関係機関等との情報共有と意見を聞きながら進めることと考えております。以上、答弁申し上げます。

**○議長（高橋正夫君）** 外川善正君。

**○7番（外川善正君）** ただいまは、ご答弁ありがとうございます。先ほどもお話ししていただきましたように、1月21日に全協の中でおっしゃいました。そして、2月21日までに住民の方からご意見を賜るという形を取られたのです。この前の検討委員会の中で意見等も紹介されました。

町長は、就任以来、住民の方とのコミュニケーションを大切にして、それをもとに元気な愛荘町を築いていくということを常に言っておられました。私はこの意見をいただく期間が長いのか短いのか、あの内容を見ていますと、いくつかに特化しているだけで、全体からあがってきた意見ではないのかなと、一部の方かなというふうに感じたところであります。

その内容は、本来でしたら業務を担当しておられる方一人ひとりに聞いて、どういふふうな受け止め方をされたのか、お聞きしたいのですが、時間の関係から本日は町長に、どういう形で受け止められたかについて、お伺いしたいと思います。

**○議長（高橋正夫君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 「パブリックコメントに対しまして、町長はどのように受け止めたか」ということでおっしゃっていただいたかと存じます。

確かに様々なご意見をいただいているのかなというふうにも思いました。その中でも特に自分たちの生活であったり、自分たちの取り組みに関係のある部分、より関心の高い施設に関してのご発信がよく見られるなと思いました。それは自然なことだと思います。自分に影響のある施設を、より関心事としてそのコメントを発信していたので。

今回のパブリックコメントに関しても、ある一定の町内の方でも非常に町行政であったり町の施設であったりということにご関心を持っていただける方々は、ある程度ご安心いただいているのかなと思います。ただ、理想を申し上げれば、本当は全町内

の住民の方々が漏れることなくお一人おひとりご意見をいただけるといいのでしょうか、なかなか、パブリックコメントはそういう仕組みにもなってないかも知れませんが、ただ、今回いただいているご意見としては、一つひとつ尊重しながら対応していくという部分にもなりますし、また、参考にもさせていただける部分もございますので、大変有効なご意見をいただいているというふうにとらえております。

○議長（高橋正夫君） 外川善正君。

○7番（外川善正君） ありがとうございます。

確かに一部の特化した点についてコメントが寄せられている方がありました。今までの旧町カラーがやはりよく出ているかなというふうな、あの意見書を見て感じたわけです。旧愛知川町はやはり経済が主となっておりますので、その時のモットーも「やすらぎ街道都市 愛知川」というふうに、経済を前面に押し出した町の目標を出しておられます。

また旧秦荘町は、「ふれあい元気な、ハートィな」というふうに、心のつながりを前面に押し出した形の目標を、それぞれの町が持って、そして2町合併をやったと。10年経って、そうしたら今、見直しするにあたって、集約か個別か統合かという話が出てきた時に、このコメントを出されたの見たら、やっぱり生活関係と。だから、この施設を集約していく過程において、一つ間違えれば、感情が逆効果になるかもわからないということを私は感じたので、この個別計画については慎重にかつ大胆にやっっていけないと、できるものもできないのではないかというふうに感じます。

そうした中で、この個別計画というのは、前の新町まちづくり計画、そして総合計画、そこら辺と今出された計画についてはリンクされていると思うのですが、内容が、そこはどのようなふうにとらまえておられるか、町長にお聞きします。

○議長（高橋正夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 総合計画とのリンクということに関しましては、当然、総合計画の中でも大事な柱としてございましたまちのランドデザインをしっかりと描いていくということを述べています。

その点におきましては、各地域が持っている風土・歴史ということは、大変大事な部分でございます。もちろんまちの力をつくるものでございますので、その点には最大の配慮をしながら、また、より未来につながるまちづくりということ、土地の利用の在り方ということを検討していくうえにおきましても、今回のパブリックコメント

をいただいている個別の施設計画に関しましては、グランドデザインと教則を整えながらやっていくということになってまいります。

また、私が今ほど外川議員がおっしゃっていただいている部分、本当に大事な、今までから長くお住いの住民の方の感情に寄り添っていく、それがなければなかなか事業の推進自体が難しいよとおっしゃっていただくとおりだとも思います。私もまさに外川議員がおられます蚊野に幼い頃はずっと預かっていただいていたところ、前にも申し上げましたが、夏祭りなどはずっと蚊野で参加もさせていただいていた。本当に思いのある土地でございます。

私たちが1点、これから大事な観点であるなというふうに思っていきたいなと私が思っていることがございます。それは、私たちはこれから1年1年年を重ねていくわけでございますが、やはりこれからもこの愛荘の土地に若い世代が住み続けていきたいなと思って、ここで家を建てる、もしくは親のそばに住むということをしてもらいたいです。今の若い世代は利便性で家庭の運営をなさっていきますので、もしこの愛荘町が住みにくい、住みづらいなということを子どもたちが思ってしまったならば、すぐにお隣の東近江市や彦根市、もしくはもっと南や西部に、あつという間に子どもたちは行きかねないです。そもそも仕事がそちらにあるということですから。

そういう状況がある中で、やはり私たちの世代がより子どもたちの世代に対して、このまちでの暮らしに確信を持てるような環境整備をしていかねばならないという、非常にその分起点というか、大事なポイントに今立ちつつあるのであろうな。これはほぼ施設が完成してから30年40年の更新期を迎えている今だからゆえに、そういう大事な局面に今おりますということ、受益してきた私たち世代、もしくは私よりも少し上の先輩方には、より未来の子どもたちが引き続き愛荘町に住むためにはどうするかということでございますので、当然、戻りますが、外川議員がおっしゃっていただいている従来からの先輩方のご意向やお気持ちには沿わねばなりません、やはり未来の私たちの子どもたちがこのまちで暮らすということを大事なゴールとして置かねばならないなというふうにも常に思っております。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（高橋正夫君） 外川善正君。

○7番（外川善正君） 今の町長のご答弁ですが、言われることはわかるのですが、何か年いった者の言うことを聞くようにとは私は言ってないです。それよりも納得で

きるような形で事を進めないと、ここに住まわれる方も出て行かれますよということを行っています。年いった方でも若い方でもとらまえ方は一緒です。

そこで、80点ほど建物があります。それらの集約化・統合化、それについてどのような順序でやっていくのか。それが今の個別計画の中では、集約はします、統合しますと言いつつも、どんな順序でやっていくかというのは見えてない。そこはどのようなふうにご検討されるのか、お聞きします。

**○議長（高橋正夫君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 順序の部分が見えてないということでおっしゃっていただいておりますが、施設の総合計画であり、本来のことは総合計画の中で昨日も述べておりますが、他の市に関しましてはこれからの25年・30年で約25%や40%削減をしていくという、大きな目標の設定をされていらっしゃる。そのことが前回の施設の総合計画の中で、愛荘町はそこまで踏み込めなかったということでございます。

このたびの個別の施設計画に関しましても、やはり住民の委員の皆様にもご出席をいただきまして検討をいただきましたけれども、やはり大きなゴールの設定に近づけるべきしていく、めざすべき姿をまずは町内で協議をしていくというところでございますので、そのことが大変大事であると思っております。

個別の施設1つひとつを、順序をどのようにしていくかという点では恐らくなかったのかなというふうにご検討しております。

**○議長（高橋正夫君）** 外川善正君。

**○7番（外川善正君）** 今、町長からご答弁がありました。その内容ですが、なぜそのような質問をしたかということ、本来、私は、大きな絵を描いて「こういうような形になりますよ」というのを提示してから、短期間のうちに走ってしまう。その前段の部分は十分説明をしていった方があるという考えを持っています。

その中で2020年に健康保健センターを集約させるというふうになっておりますので、だから1つひとつを順番にやるのだったら、どのような形を取られるのか、それを聞いたかったのです。その部分がやはり、順番にやっていくのと、提示をしておいて「こんな形で愛荘町はこれからいきますよ」という説明の仕方と、どちらが住民の方々に納得してもらいやすいか。前段の方でしたら不信感ばかり、あれはどうなるのだろう、次はどうなるのだろうというふうな考えを持たれるのではないかなというところから、そういうふうにお聞きしたわけです。

それはそれで町長の考えでありますので、その対象設備をとらまえるのに、先ほどチラッとデータがどうのこうのと言いました。それは総合計画の中で、小さいことなんでしょうけれども、こんな小さいことはどうでもいいかもわかりませんが、愛知川庁舎と秦荘庁舎の比較のところ、気になるので見てみました。そうしたら、建物の評価としては愛知川庁舎の方がいい点がついている。けれども、文言を見てみますと、秦荘庁舎は耐震設備が完了しています。愛知川庁舎も一定の耐震はできております。ただ、「防災拠点としての耐震は満たしていません」という文言があります。

そういうことを1つずつ読んでいったら、文言はそう書いていても、愛知川庁舎の方が評価点が上になっている。もしこれが本当でしたら、もう1つその下に、耐震が満たされてない。けれども、3年後にそのフォローはして十分な建物として使えるようにしますよとか、そういうふうに書いてあるべきだと思う。だからそういうところの1つひとつが不安を与えるのです。

そして集約化とかは、誰がやるのか、誰が決めていくのか。もちろん町長だろうと思いますけれども、そのスタートはどういうことをやっていくとか。勝手に町の担当者の方で絵を描いていくのかどうかという議論も出てきます。出てきますというより、実際出ています。だから、そういうようなものを払拭しない限り、スムーズにいかない。その点について町長はどう思われますか。

**○議長（高橋正夫君）** 総務部長。

**○総務部長（川村節子君）** 先ほど個別計画の中で、秦荘庁舎と愛知川庁舎の耐震のことのお話がありました。

秦荘庁舎でございますが、耐震診断の結果、安全性は確保させているという記載をさせていただいております。愛知川庁舎も同様の耐震基準はされております。ただ、観光施設の総合耐震基準、国土交通省が定めております防災拠点としての耐震性、通常の耐震の1.25倍または強固な耐震をしたいというようなことでの整備を、今年度予算化かをさせていただいているところでございますので、こちらにつきましては、同じ基準のものが現在もう耐震としてはあるということでございますので、お願いしたいと思っております。

それと事務的なことでございますので、今後、個別計画の推進についてどのように進めていくかというご質問だったと思っております。まず、今年策定いたします個別計画に基づきまして、各施設ごとに所管の方で実施計画書を作成していただきます。

これを行政改革推進室で取りまとめまして、庁内組織の行政改革推進本部と行政改革推進委員会の方で優先順位を協議しながら、実務的な整備手法を検討していくことといたしております。

また、さらに外部組織でございます行財政改革推進検討委員会におきまして、進捗状況等々、これからの整備手法についても協議しながら進めていくということで、公開しながら進めていきたいと考えておりますので、事務的なつながりについてはこのような方向を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（高橋正夫君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今も総務部長からご答弁を申し上げました。後段部分は重複するところにもなりますけれども、やはり実務的な整備手法を検討するとともに、その計画段階から関係者、実施にあたってはそのような検討をするところに、計画段階から関係者協議など、町民や議会・関係機関等と情報共有しながら進めていくということで実施計画を今つくっております。

**○議長（高橋正夫君）** 外川善正君。

**○7番（外川善正君）** 何回も言うようですけれども、総合管理計画の23ページをまた見ておいてくださったらいいと思うのですが、この中では防災拠点としての耐震性は満たしていませんと、明確に書いてあるのです。これを読んでみて、今、総務部長が言われたことが、説明は受けたかもわかりません。それをこうして話をして説明を受けた者はわかる。ところが、町民さん、町民の方々にはどうして伝えるのですか。やっぱりそこはきちんと話をしたり、話ができない部分はこういうふうに書くとか、そういうことをしない限り、冒頭に言いましたように、できるものもできないと。やはり小さい条例などを変えて「どうですか」というような意見をいただくのと、こういう生活に密接する部分のものについては、やはり同じにすることなく、それなりに合った形の意見をいただくようにしないと、私はダメだなと思うのです。

あまり昨日の話を持ち出すわけにはいきませんので、違うことについてお伺いします。先ほど冒頭で、3つの計画がリンクしていますかということについてお尋ねしました。そうでなければならぬ。だったらその中で、新町まちづくり計画の中でこんなことがうたわれています。「新町の整備にあたっては、特定地域に偏ることなく全体のバランスに配慮するものとする。」と。21日の全協の中で説明も、ここで昨日、今



質問した中で、こういうコメントはなかったし、個別計画の中でも記載されていない。こういうことを、例えばバランスよく配置していこうというお気持ちがあれば、個別計画書の冒頭の初めの中できっちりそれは表示しておかなくてはならない。そこから始まるのです。集約します、統合します、というのから走って行って、これはこうですよ、ああですよと、そんなものは説明書にならないです。私はそう思うのです。この絵は誰が描いているのかわかりませんが、やはり自分が一人でここはどうしていくのかというぐらいの気概を持って、この絵を描いて、その中でディスカッションする。そして説明が十分か、いけるかというところの抑えが、そこまでしておかないとだめなのではないかなと。その中で話していいことは話をし、話さなくてもやっていくことは、その中でやっていくと。

今の新町まちづくり計画の中でうたわれていることについて、これは町長にお答え願いたいです。

○議長（高橋正夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほどもあったのですが、ご質問をもう少し明確に、これだということでおっしゃっていただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋正夫君） 外川善正君。

○7番（外川善正君） 再度言います。「新町の整備にあたっては、特定地域に偏ることなく、全体のバランスに配慮したものとする。」というふうに新町まちづくり計画ではうたわれています。このことについては、冒頭で、新町まちづくり計画と総合管理計画、そして個別管理計画はリンクしていますかというお尋ねをした時に、リンクしているというようなことをお聞きしましたので、だったらこれはどういうふうやっていくのですかということをお聞きしているのです。

○議長（高橋正夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどおっしゃっていただいていますように、新町まちづくり計画であり、また個別の計画、まずはランドデザインの描きをしっかりとやっていくというところがございますので、その計画に基づき、総合計画ももちろんですが、進めていくということがございます。

○議長（高橋正夫君） 外川善正君。

○7番（外川善正君） ありがとうございます。

そしてもう1点、これは総合管理計画の中に書いておりました。公的な施設をつく

る場合には、近隣の市町と連携してやっていくというふうにも書いております。これは、先ほども河村議員が話をされた広域の部分を含めても同じだと思います。そういうところときちんと、愛荘町の立つ位置を決めて、それからハコモノを撤去するなり改修するなりをしていかななくては、やはりあとから残るということは無駄を生じます。

だから、10年スパンから、30年・40年先を見据えた形を取ろうとしている時に、愛荘町は今ままで進んでいくのか、どういうふうな立つ位置を取るのか。お考えを町長にお聞きします。

○議長（高橋正夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 総合計画でも10年というのをまず目指しているものでございますし、またランドデザインというのはこれからの20年・30年というような、長い愛荘町のビジョンを描いていくというものでございますので、その部分におきましての施設のあり方、行政として運営していくのかというきことを、皆様とともに協議を進めるというものでございます。

○議長（高橋正夫君） 外川善正君。

○7番（外川善正君） 今、町長からお答えいただきました。皆さんと一緒に協議をしていくと。私はそれでもいいかなと思うのです。ただ、この愛荘町へ来て、そしてここで首長になって、私はこういうようなことをやりたいと思うこともあれば、きちんと行って引っ張って行っていただきたいと思います。それは町長としてのリーダーシップが取れることです。

けれども、私は議員の立場としては、先ほどからもお話ししておりますように、絵は先に全体の構図を描く、そしてそれを説明し納得してもらって、集約等々図っていく。その方がそれぞれの地域の人間的な感情が後戻りしないから、前を向いていけるのではないかな。だから、こうしたいというものがあれば、先に出していただく方がいいのではないかなと。もう少し個別計画については突っ込んだ話をしたかったのですが、それは冒頭でお話させていただきましたように、重複する可能性がありますので、最後に今私が言いましたやり方の手法について、私はそうしていただきたいとお願いしているのですが、そこの考え方だけはお聞かせ願いたいと思います。それで質問を終わります。

○議長（高橋正夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁を申し上げます。

やはり今まで生活のそばにあったものがなくなるということ、これはいろんな感情の部分に直結する部分がございます。そういう点では大変難しいことでもあります。難しいことであるがゆえに、やはり住民の皆さんの一番おそばにいてくださる外川議員が、このことに関してもしっかり説明をしていくことが大事だというふうにおっしゃっていただいて今。まさにそのとおりでございますので、ぜひその説明の前線に外川先生をはじめ自分も含めですが、知恵というものをいただいて、またこの件を進めるに際しては、外川議員もその前線に共に立っていただきたいと存じます。ご質問いただきましてありがとうございます。

○議長（高橋正夫君）　これで一般質問を終わります。

---

○議長（高橋正夫君）　ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分、20分間休憩といたします。

休憩　午前10時22分

再開　午前10時48分

○議長（高橋正夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（高橋正夫君）　日程第2、同意第1号　愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君）　それでは、提案させていただきました同意第1号　愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを説明させていただきます。

この度、現委員の植田健次氏が任期満了に伴い教育委員を退任されることになりました。植田委員は平成23年3月29日に教育委員に就任され2期8年、愛荘町の教育行政に過大なご尽力をいただきました。今日までの大きなご貢献に対し心から敬意を表しますとともに、感謝申し上げる次第でございます。

さて、後任の教育委員として森<sup>もり</sup>英昭<sup>ひであき</sup>氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は名城大学法学部を卒業後、教員として滋賀県教育委員会に 36 年勤務、平成 26 年に退職されました。

その間、地元秦荘西小学校、県教育委員会生涯学習課派遣社会教育主事（愛知犬上担当）、愛知川東小学校、愛知川小学校などを勤務の後、教頭・校長また愛荘町教育委員会事務局、学校教育課長を歴任し、秦荘西小学校校長を最後に退職されました。

その後、愛知川公民館勤務、愛知中学校主任者指導教官を、現在は川久保地域総合センターに教育指導員として勤務され、今日に至っております。

経験豊富な貴重な人材であると確信しておりますので、何卒ご同意をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、任期は平成 31 年 3 月 29 日から 4 年間となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋正夫君）** 人事案件につき質疑討論を省略し、これより同意第 1 号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（高橋正夫君）** 起立全員であります。よって、同意第 1 号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

---

### ◎同意第 2 号から同意 12 号の上程、説明、採決

**○議長（高橋正夫君）** 日程第 3、同意第 2 号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第 13、同意第 12 号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 有村国知君登壇]

**○町長（有村国知君）** 同意第 2 号から同意第 12 号までを一括して提案説明を申し上げます。

愛荘町農業委員会委員の任命にかかる人事案件でございます。愛荘町農業委員会委員の任命につきましては、平成 27 年の農業委員会法改正により、公選法から市町村議会の同意を得て、市町村長が任命する専任制に変更されております。

今回の改正選任にあたりましては、法の趣旨に則り、推薦公募を実施いたしました。推薦公募の情報を整理し公表いたしますとともに、その結果を尊重いたしまして、今議会に任命の同意をお願いするものでございます。

任期につきましては平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

まず、議案書2ページでございます。

同意第2号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に本田一雄ほんだかずお氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、地元で農業組合長や副組合長を歴任され、地域農業に振興に貢献していただいております。また、現在、農業委員として4期目を務めておられており、経験豊富のため適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書3ページです。

同意第3号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に北村一美きたむらかずみ氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、農協の女性部で新規野菜の普及活動を通じて地域農業の振興に尽力されています。町の健康推進委員として地産地消や地域の食文化の継承に取り組む中、小学生の農業体験の運営にも携わっています。女性農業委員として承認していただくことで円滑な運営が期待できるなど適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書4ページです。

同意第4号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に小林久米勝こばやしくめかつ氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、旧町農業委員や農協の役員などの経験をもとに、現在、農地利用最適化推進委員として地域農業の振興にも注目されています。自ら農業経営に携われながら獣害や遊休農地対策など農地保全に強い意欲をお持ちなど適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書5ページです。

同意第5号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に村川忠一<sup>むらかわたかかず</sup>氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、土地改良区など各種団体の役員を歴任し、今年度まで農協の役員として活躍されておられるとともに、自らの土地や借入農地で田畑の耕作に取り組まれるなど周囲の信頼も厚く適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書6ページです。

同意第6号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に宇野太佳<sup>うのたかし</sup>司氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、町役場を退職後、その知識と経験をもとに、地元集落営農組織のリーダーとして事業拡大に取り組まれるほか、自らも農業経営に携わっています。現在農地利用最適化推進委員として地域農業の振興にも尽力されるなど信頼も厚く適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書7ページです。

同意第7号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に須田<sup>すだ</sup>昇<sup>のぼる</sup>氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、農業委員会委員を3期務められ、その活動経験は豊富で地元の農地所有者からの信頼も厚く、耕作放棄地の未然防止・解消など地域農業振興に尽力をされていることから適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書8ページです。

同意第8号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に廣田好孝<sup>ひろたよしたか</sup>氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、地元営農組織の役員として長年地域農業の振興に尽力されており、農業組合長など役職を経験されています。今年度から農協の役員に就任するなど、地域農業者の信望も厚く適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書9ページです。

同意第9号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてござ

いますが、次期委員に小菅久宣<sup>こすがひさのぶ</sup>氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、旧町時代から通算で5期13年に渡り農業委員を務められるほか、町内認定農業者の活動組織農遊倶楽部の会長としても仲間とともに地域農業の振興に尽力されてきました。また、地域農業の中心的な担い手となりながら県の指導農業者として就農希望者の育成に取り組んでおられ、地域農業者の信望も厚く適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書10ページです。

同意第10号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に小泉勝敬<sup>こいずみかつのり</sup>氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、農協を退職後、本格的に就農され経営を拡大されています。地元の農業組合長として地域農地の保全や農地集積に取り組み、地域農業の振興に貢献いただいているなど、信望が厚く適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書11ページです。

同意第11号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に徳田真由美<sup>とくだまゆみ</sup>氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、自ら育児をしながら地元の子ども食堂運営にも携わり、事業の拡大に貢献されています。子どもたちの食の健康を守りながら、地産地消と農業への関心を伝え、地域農業の発展に強い思いを持っておられます。女性農業委員として承認していただくことで円滑な運営が期待できるなど適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書12ページです。

同意第12号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に久保田<sup>くぼた</sup> 九<sup>ひさし</sup>氏を任命しようとするものでございます。

住所・生年月日は議案書に記載のとおりであります。

同氏は、平成24年に農業経営を法人化し、事業を拡大させる中で、耕作放棄地の解消や農地の集約化に尽力されています。県の指導農業者として就農者の育成や地域

農産物の菓子工場など先進的な取り組みで地域農業をけん引するなど適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋正夫君）** 人事案件につき質疑討論を省略し、これより同意第2号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（高橋正夫君）** 起立全員であります。よって、同意第2号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

**○議長（高橋正夫君）** 次に、同意第3号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（高橋正夫君）** 起立全員であります。よって、同意第3号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

**○議長（高橋正夫君）** 次に、同意第4号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（高橋正夫君）** 起立全員であります。よって、同意第4号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

**○議長（高橋正夫君）** 次に、同意第5号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（高橋正夫君）** 起立全員であります。よって、同意第5号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

**○議長（高橋正夫君）** 次に、同意第6号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]



○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、同意第6号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

○議長（高橋正夫君） 次に、同意第7号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、同意第7号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

○議長（高橋正夫君） 次に、同意第8号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、同意第8号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

○議長（高橋正夫君） 次に、同意第9号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、同意第9号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

○議長（高橋正夫君） 次に、同意第10号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、同意第10号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

○議長（高橋正夫君） 次に、同意第11号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、同意第11号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

○議長（高橋正夫君） 次に、同意第12号を採決します。本案はこれに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、同意第12号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 日程第14、議案第1号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 川村節子君登壇〕

○総務部長（川村節子君） それでは、議案第1号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書は13ページ、説明資料につきましては1ページをお願いいたします。説明資料の方でご説明申し上げます。本条例の改正理由でございますが、人事院規則（職員の勤務時間、休日および休暇）の一部改正が平成31年2月1日に交付されたことから、愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例における必要な規定の改正を行うものでございます。

改正条例の要旨でございます。愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条『正規の勤務時間以外の時間における勤務』に第3項として「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」を加えるものでございます。

施行日につきましては平成31年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋正夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。ここで労働基準法の改正に伴って条例改正されてくるもので、当然本町の職員の皆さんが時間外労働の実態はどうであるのかを確認をしておきます。

45時間以上の職員が延べで24名というふうに聞いております。それで60時間以上はどれだけなのか。月100時間以上はいるのかいないのか。当然管理職も含めて、どういう状況にあるのか、答弁をいただきます。

○議長（高橋正夫君） 総務部長。

○総務部長（川村節子君） 60時間超えの職員でございますが、13名でございます。100時間超え1ヵ月というのは現在のところ把握はいたしておりません。おりません。以上でございます。

○議長（高橋正夫君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 当然、今まで大臣の告示というか、基準告示で動いていたところがあるわけです。やはり、60時間以上の時間外というのは、疾病というか健康障害を起こす1つのラインと言われております。

それで、法律改正が行われたとは言え、そうした危惧があるわけ、それ以上超えて行くと、より長時間労働による健康障害というものが、それが起因するということが確定していくと、それで社会問題となっている過労死であり、それが100時間を超えると、結局は労災認定の基準として認められていくというふうに、そういう流れの基でこれがつくられてきているとしているんですが、私自身は60時間を超えているという職員の改善というか、そういうところをどのように受け止めて、どのように改善するのか、そういう考え方があるのかないのかお尋ねをしておきます。

○議長（高橋正夫君） 総務部長。

○総務部長（川村節子君） 長期の時間外勤務というのが、職員の健康上、大変よろしくない状況でございますので、愛荘町ではこの法律に移行する前に、時間外勤務の縮減に関する指針というのを毎年出しております。

それで45時間以上、1年に360時間を超えないというようなことで、管理職等に徹底させていただいておりますが、どうしても選挙でありますとか、災害でありますとかいう時間になりますと、1ヵ月に45～60時間というのを超えなければならない職員がございます。

できるだけ代休等を取りながら、しっかりと休んでいただく期間を設けるような方

法をとっておりますのと、水曜日につきましては皆さん時間外をしないと定めながら順応しているのと、水曜日に勤務する時間が 45 時間以上勤務をさせる場合につきましては所属長が総務課長に、どういう理由で許可を出したのかというのを出していただいて、適正かどうかというを人事担当で把握をさせていただきながら、職員の健康管理についても配慮させていただくような体制をとって行きたいと思っておりますし、今後この法律ができましたものにつきましては、方針から規則に上がっていきますので、そこについてはもう少し厳格なルールというものを決めていきたいというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋正夫君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そうした適切なのか、できる限り時間外労働をしてもらわない。そうした訓示と言いますか、仕組みづくりとかいうことがされているんですが、先ほども言いましたが、大臣の基準告知によって 45 時間というものが、本庁の職員についても、そこを基準として特例するという行為が起こっていたんだと思うのです。

これがなくなってしまう。なくなって法律の月 100 時間というものは表に出てくるので、今までそれがブレーキになっていたのも、私はそこが心配してくるわけです。結局はそこは許されるんだというふうに解釈が起こってきます。

そこをどうするのかというのでは、今言われたように規則で本町独自の規則で、その 45 時間を基準として訓示して行きたいという思いに今受け止めるのですが、そのことを必ずやっていただきたいから、答弁をいただいております。

○議長（高橋正夫君） 総務部長。

○総務部長（川村節子君） 超過勤務時間の条件の原則は国でも 1 ヶ月 45 時間、1 年 360 時間というふうに定めるといふふうに現在のところ情報としては入っております。

ただ、1 ヶ月に 100 時間以上の超過勤務を行った職員は、医師の面談を実施するということが決められるようになりましたので、町につきましてもそのような対応をして行きたいと思っております。

○議長（高橋正夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 議案第1号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に反対を行います。

今、本町では法律改正が行われたということは起こったけれども、本町として労働者の健康管理に十分留意していくという対処をするという答弁がありました。

しかし、この法律改正そのものが、国民の労働者の健康被害を大きく及ぼす80時間以上さえも撤廃をしてしまうということを、私はそういう見地から討論を行います。

月100時間の時間外休日労働という水準は、過労死ラインそのものです。過労死ラインとは働き過ぎにより健康障害を生じて労働災害と認定の因果関係との判断のできるかどうかのために設けてある時間外労働の目安となる時間のことです。

今日の医学的知見では、時間外労働が月45時間を超えると、健康障害との因果関係が見られるようになり、月60時間を超えると一段と関連性が強まるとされています。

特に発症1ヵ月前の時間外労働が100時間を超えている場合は、健康障害は長時間労働に起因すると言って間違いないことから、月100時間を過労死ラインとして労災認定等の基準として備えています。

このような、いつ過労死してもおかしくないような長時間労働を是認する労働基準法が制したことは許されません。これまでの大臣基準告知には1週15時間という限度時間が定められていましたが、法律改正で大臣基準告知が廃止され週単位の限度時間規制もなくなりました。

そもそも労働時間の原則は1日8時間、週40時間です。その原則に即して時間外労働の上限を規制することは必要です。本町でも過労死ラインを超える時間外労働を余儀なくされた職員がいます。こうした状況の改善、是正を求めるのが職員組合です。

条例改正によって健康障害を発症する職員が増えることを危惧します。生活と健康を守ることは労働組合の第一的任務です。どんなに繁忙であったとしても長時間労働によって労働者の命と健康が損なわれることは許されません。

労働組合にとっては労働者の命と健康を守ることこそが最優先課題であることを申し添えて、反対討論といたします。

**○議長（高橋正夫君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君）　これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君）　起立多数です。よって、議案第1号　愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君）　日程第15、議案第2号　愛荘町特別会計条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長　川村節子君登壇〕

○総務部長（川村節子君）　議案第2号　愛荘町特別会計条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。議案書は14ページ、説明資料は3ページをお願いいたします。

本条例の改正理由でございますが、平成31年4月1日から下水道事業特別会計を企業会計へ移行し、住宅新築資金等貸付事業特別会計を一般会計で管理することから、愛荘町特別会計条例の一部改正を行うものでございます。

また、これに伴い愛荘町減債基金条例についても一部改正を行うものでございます。改正条例の要旨でございます。1条、2条の2条立てになっております。

まず、1条では愛荘町特別会計条例の第1条中、第3項（下水道事業特別会計）および第4号（住宅新築資金等貸付事業特別会計）を削り、同条第5号を第3号に、第6号を第4号に繰り上げる。また第2条中、第5号とあるのを第3号に改めるものでございます。

また、第2条では愛荘町減債基金条例の第2条中、第2号（住宅新築資金等貸付事業特別会計）を削り、第1号のみが残るため、第1号を本文に取り込む形で同条を改めるものでございます。

この条例につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございますが、経過措置といたしまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計の平成30年度分の収入および支出ならびに決算につきましては、改正後の特別会計条例の規定にかかわらず、

なお従前の例によるものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋正夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号 愛荘町特別会計条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 日程第16、議案第3号 愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 川村節子君登壇〕

○総務部長（川村節子君） それでは、議案第3号 愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。議案書は15ページ、説明資料は6ページをお願いいたします。

本条例の改正理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日に施行されることから条例中の引用条文に条ずれが生じるために、愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例における必要な規定の改正を行うものでございます。

改正条例の要旨でございます。愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第1項第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改めるものでございます。なお、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋正夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、議案第3号 愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 日程第17、議案第4号 愛荘町行政組織条例の全部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 石田政則君登壇〕

○副町長（石田政則君） それでは、議案第4号 愛荘町行政組織条例の全部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。議案書の16ページ、説明資料8ページをお願いいたします。

まず、説明資料8ページをご覧ください。愛荘町行政組織条例の全部を改正する理由についてでございます。平成30年9月に策定いたしました第2次愛荘町総合計画に掲げる“10年後のまちの姿”「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向けて、3つの重点戦略プロジェクトをはじめ、各種施策を全庁的に実行できる体制とするため、組織機構の見直しを行うものとするものでございます。

次に、今回改正する条例の要旨についてでございます。課長がリーダーシップをより一層発揮し、スピード感を持って様々な行政課題に的確に対応するとともに、人材



育成を含め組織のマネジメント機能を強化するため、部制から課制へ移行しようとするものでございます。

それでは、議案書の 16 ページをご覧ください。改正内容について説明をさせていただきます。第 1 条におきましては、部制から課制へ移行するため、これまで 4 つの部を定めておりましたが、12 の課を定めることに改めるものでございます。

12 の課の中で現行から転向する課につきましては、第 5 号のくらし安全環境課でございます。現行の環境対策課と危機管理対策室を統合し、安全で心豊かな暮らしを支えるまちづくりの実現に向けて、暮らしに関わる安全安心なまちづくりと生活環境の保全を一元的に担おうとするものでございます。

17 ページをご覧ください。第 2 条でございます。第 1 条で定める 12 の課の分掌事務を定めるものでございます。

続きまして、19 ページをご覧ください。第 3 条は条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものでございます。

付則におきまして、第 1 項で施工期日を平成 31 年 4 月 1 日とするもの。

第 2 項におきましては、部制の廃止に合わせて「政策監」という職を規則設置し、町政全般を見据えて、重点戦略プロジェクトをはじめとする重要施策を迅速かつ円滑に推進するとともに、新たな行政からニーズに対応した政策の企画立案を押し進めてまいりたいと考えております。

愛荘町職員の給与に関する条例におきまして、職例ごとに給与における職務給を別表に定めておりますことから、別表の第 2 号の「主監」を「政策監」に改め、第 3 号の部長を削除しようとするものでございます。

以上、改正概要でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋正夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。9 番、河村善一君。

**○9 番（河村善一君）** 9 番、河村です。1 つは今お話されましたくらし安全環境課についてであります。危機管理対策室は防災が主であります。環境対策課はごみ対策が主であり、関連性がないとは言いませんが、災害が生じた後、その災害後のごみの処理が環境対策課の業務であり、日常の関連性はあまりありません。それが同じ課になっても、日常で全く違う業務となってしまうのではないかという心配をしております。

末端行政を司っている環境対策課は転入者のごみ分別の説明、ごみ袋の販売、剪定枝袋の受付、粗大ごみ等の受付、ふとん等の搬入許可書の受付等々の事務があり、どこの階が持たれるか重要なところになってこようかと思えますけれども、今の1階は住民あるいは各ごみ袋を買いに来られる自治会もあるし、各団体があろうかと思うのですが、そのことについて少しお尋ねして、払拭しておきたいと思えますので、お尋ねしていきたいと思えます。

○議長（高橋正夫君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいま河村議員さまからご質問いただきました件について、お答えをさせていただきます。

まず、くらし安全環境課の今後の趣旨としましては、やはり普段の生活の中から災害に至るまでトータルで一元的に業務を担っていただくということで今回統合させていただこうというものでございます。たちまち、災害廃棄物の計画について、策定という大きな業務もございますので、そういったものを担当いただくと考えてございます。

また、ごみ袋の配布等は現在1階の窓口の方で、環境対策室の窓口の方で行わせていただいています。31年4月1日からはごみ袋の配布につきましては住民課の方で「窓口サービス係」というのを想定しておりまして、一括そういったものについては一元的に住民課の窓口の方で対応をさせていただくように、これから整理をさせていただきますというふうに考えておるところでございます。

○議長（高橋正夫君） 9番、河村善一君。

○9番（河村善一君） 今のお話を聞いて、住民に関わることは住民課の中の部分でやっていくということで理解してよろしいでしょうか。約款の見直しも行い、改善をしていく。

それと、危機管理についてでありますけれども、非常に重要なことになってきているのではないだろうかと考えているわけです。危機管理室がなくなるということになりますと、若干皆さんの意識が薄れていくのではないかと心配しているわけです。

危機管理室ができることによって、深く自治会でも危機管理については常日頃から啓蒙も行われてきたのではないかとこのところでありまして、そのことについてもお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（高橋正夫君） 副町長。

○副町長（石田政則君） 　　ただいまご質問いただきました2点の件についてお答えをさせていただきます。

　　まず、住民課の窓口で対応する業務につきましては、いろいろ住民の方からの諸届と各種証明書等の交付を一元的に扱えるようにというように考えてございます。

　　また、危機管理対策室という名称がなくなるという部分での懸念かと思えます。これまで危機管理対策室は課内室ということで、どちらかと言いますと臨時的な対応という組織的な位置づけというように考えてございまして、今回はくらし安全の課ということで、恒常的にしっかりと対応してまいりたいという趣旨で、今回「課」に格上げをさせていただいて、一元的にさせていただいた部分のところでございます。

○議長（高橋正夫君） 　　ほかに質疑はありませんか。11番、瀧　すみ江君。

○11番（瀧　すみ江君） 　　11番、瀧　すみ江です。先ほども一言説明の方がありましたけれども、政策監を新しく置かれるということですが、私の捉え方としては、政策監の位置ですけれども、課長以上の方がなられるのかなというふうに思うのですけれども、それで政策監という位置が全般を見据えるということを言われていましたけれども、各分野において政策監を置かれるということなので、各分野ごとの他の担当課の中の意見を政策監がどのように吸い上げてくるのか、どういう機構になるのかについてお願いします。

○議長（高橋正夫君） 　　副町長。

○副町長（石田政則君） 　　まず、政策監は課長以上の方ということでお話がございましたが、給料としましては同じ6級ということでの位置づけを考えてございます。

　　また、各課のそれぞれ各担当課の意見をどう吸い上げるかということでございますが、普段から情報等を供用して、必要に応じて相談等も政策監は行ってまいりますし、そういった面で常に連携は取っていくことになろうかと考えてございます。

○議長（高橋正夫君） 　　13番、辰己　保君。

○13番（辰己　保君） 　　同じく政策監で、組織条例の全部を改正するわけで、それに付則の中で愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正することによって政策監を置くと、課長重視と、課長制を全面的にやるというので新たな課を求めるということは組織的には強化を図ると、全体の力量を、総量上げるということだろうと思えます。

　　県との話、またいろいろな政策的な要望とかの時には課長になるのか、政策監になるのか、その窓口は一体どうなっていくのか。政策監になられた方が自分の職務とい

うのか、職域というのか、非常に混乱する、それは過渡期でいたしかたないのかもしれませんが、県との関係で行けばどういうふうになるのだろうか。

前の主監の立場でも県との対応では難しいとか言われていたことがあったので、この立場になって県との対応で難しさを生じないのかどうか。

**○議長（高橋正夫君）** 副町長。

**○副町長（石田政則君）** ただいまご質問いただいた件についてお答えをさせていただきます。

まず、政策監という職の方でございますが、職の設置規則というのがございまして、そちらの方での規定ということになってございます。

ご質問いただいた件につきまして、県との調整等、対外的にうまくいくのかということかと思えます。政策監の方の役割は第2次愛荘町総合計画を、これから本格的にスタートさせようということで、やはりメインとしては新たな行政課題、ニーズ等にどう対応して新しく政策を行使していくかという観点からの業務を主に担っていただくというように考えてございます。

各課には、それぞれ設置要綱というのか、それぞれ担当業務を担うというところで対外的な調整等もいうことで、イメージとしましては通常の業務であれば、当然担当者の課長の方がメインで担当するだろうと思えますし、新たな政策という観点からは愛荘町の方で新たな政策を構築していく上で対応的な調整という場合については政策監がメインと考えてございます。

**○議長（高橋正夫君）** ほかに質疑はありませんか。5番、村田 定君。

**○5番（村田 定君）** 5番、村田です。くらし安全環境課についてお尋ねをいたします。

今までは危機管理対策室というものがありませんでしたが、今度はくらし安全環境課の中で危機管理対策室係というふうに位置づけられるわけですが、近隣の市町を見ましても危機管理対策室というものを充実しております。

特に東近江市の場合は大きな危機管理対策室というのがありまして、危機管理センターも設けていますし、スタッフが10名ぐらいいるということで、市におきましては特に危機管理対策室を充実しているのが現状でございます。

また、町に見ましても日野町、竜王町につきましては危機管理対策室というものを明確に打ち出し、別の部屋で部屋を1つ設けて、そういう危機管理に対する意識を持

って常日頃やっていくという現状でございます。

そういったことで、今度くらし安全環境課の係になりますと、危機管理対策という言葉が出ないということで、住民にとっては非常に不安な要素があるのではないのかなというふうに思いますので、その点についての答弁をお願いします。

**○議長（高橋正夫君）** 副町長。

**○副町長（石田政則君）** ただいまご質問いただきました件についてお答えをさせていただきます。

今回、統合しましてくらし安全環境課ということで創設をさせていただこうという狙いは、やはり危機管理というのが大切な業務であるという認識の元、今回課という形で名称はくらし安全という言葉で変わりますが、しっかりと対応をしてみたいと考えております。

懸念されております住民の方に、危機管理の意識が逆にマイナスなるのではないかとということでございますが、そういうことがないようにしっかりと業務の方は展開してみたいと考えてございます。

**○議長（高橋正夫君）** 5番、村田 定君。

**○5番（村田 定君）** 危機管理対策係というのは17項目に入っておりますが、防災から防犯、交通安全、暴力事項、暴力追放とか非常に課目が多いということで危機管理対策室というのを別の部屋で1つ設けるというふうな考えはないのか、お尋ねをいたします。

**○議長（高橋正夫君）** 副町長。

**○副町長（石田政則君）** ただいまの危機管理対策室ということで1つの所属にということでございました。愛荘町の場合、現在、危機管理対策室という所属に配置されておりますのは2名という状況になっておりまして、東近江市さんと同様に10名という大規模な組織ということにはなってございません。

ただ、現状としましていろいろな危機管理に関係する事案が発生した場合、2名で対応している状況でもございまして、そういった面でなかなか実際の業務にあたって2名体制でやって行けるのかどうかという問題もございまして、今回環境対策課も含めて職員数をもう少し全体増やす形で組織を形づくって、しっかりと対応してみたいというふうに考えて今回統合させていただいた理由にございます。

ということでございまして、危機管理対策室ということで別個に1つの部屋で1室

設けるということは考えてございません。

○議長（高橋正夫君） ほかに質疑はありませんか。3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 3番、森野 隆です。この行政組織について、冒頭からまず課名の触り過ぎ、変え過ぎとか、何が言いたいかと言ったら住民さんにわかりにくいというようなことを主張してまいりました。

昨日の一般質問でも、この行政機関についてキーポイントだということをお話させていただきましたが、前の説明では決裁権はないんだと、決裁権はすべて課長が持つておられるというようなことをお聞きしました。

となると、行政監の方で企画立案されたことは、課長の方にもう一度お伺いを立てて、課長こんな感じでよろしいでしょうかというようなことでお伺いを立てていかれるのか。そこら辺の組織の運営上の流れがもう少し説明していただければ幸いです。よろしくお願いします。

○議長（高橋正夫君） 森野議員に申し上げます。行政監ではなく政策監ですね。

○3番（森野 隆君） わかりました。政策監です。

○議長（高橋正夫君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいま政策監の決裁権についてご質問の方をいただきました。

今回基本的な日常業務につきましては、それぞれの担当課長の方で決裁権限を集約するという方向で考えてございます。ただ、新たな政策の展開とか、重要な施策につきましては、現在部長決裁ということになってございますが、そういった重要な案件につきましては政策監の決裁ということになってございますので、政策監の考えで課長の許可をいただくという流れにはなってございませんのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋正夫君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 3番、森野です。わかりました。名前を間違ってますみませんでした。

○議長（高橋正夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立多数です。よって、議案第4号 愛荘町行政組織条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 日程第18、議案第5号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 川村節子君登壇〕

○総務部長（川村節子君） 議案第5号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更について、ご説明を申し上げます。議案書20ページをお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日をもって滋賀県市町村職員退職手当組合から公立甲賀病院組合が脱退することおよび滋賀県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

21ページをお願いいたします。滋賀県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約でございます。

滋賀県市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように改正する。別表第1中、「公立甲賀病院組合」を削るものでございます。

付則といたしまして、この規約は平成31年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋正夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、議案第5号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 日程第19、議案第6号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔産業建設部長 青木清司君登壇〕

○産業建設部長（青木清司君） それでは、議案第6号 損害賠償の額を定めることについて、ご説明をさせていただきます。議案書23ページをお願いいたします。

損害賠償の額を定めることについて

損害を次のとおり賠償することについて地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 相手方

議案書に記載のとおりでございます。

2. 事故の概要

平成30年7月11日（水）午後8時30分頃、相手方所有の自動車を家族が運転中、町道常安寺本持線の陥没箇所にて左前後のタイヤが脱輪し、タイヤホイ



ールに損害を与えたものでございます。

3. 損害賠償金

7万3,760円でございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、議案第6号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 日程第20、議案第7号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総合政策部長。

〔総合政策部長 小杉善範君登壇〕

○総合政策部長（小杉善範君） それでは、議案第7号 損害賠償の額を定めることについて、ご説明をさせていただきます。議案書24ページでございます。

損害賠償の額を定めることについて

損害を次のとおり賠償することについて地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

1. 相手方

別表のとおり5名でございます。

## 2. 事故の概要

平成30年9月4日（火）に発生した台風21号の暴風雨により、秦荘庁舎東側駐車場に保管していた大型ごみコンテナが飛散し、東側駐車場に駐車していた自動車に損害を与えたものでございます。

## 3. 損害賠償金

258万7,322円でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、議案第7号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋正夫君） 暫時休憩をいたします。再開を1時とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 日程第21、議案第8号 平成30年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 川村節子君登壇〕

○総務部長（川村節子君） 議案第8号をご説明申し上げます。別冊補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,175万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億3,174万1,000円とするものでございます。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

7ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費でございます。

2款総務費1項総務管理費会計年度任用職員対応例規整備支援業務216万円、3款民生費1項社会福祉費山川原地域総合センター改築事業2億4,702万6,000円、6款農林水産業費1項農業費担い手確保・経営強化支援事業1,752万4,000円、同じく被災農業施設等復旧支援事業2,364万3,000円、8款土木費2項道路橋梁費県単独道路改良地元負担金事業1,300万円、10款教育費1項教育総務費秦荘西小学校プールサイド修繕事業951万4,000円、愛知中学校等大規模増築事業540万円、以上のものを平成31年度に繰り越しをお願いするものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。第3条 地方債補正でございます。

公共事業債の限度額を1,870万円に、合併特例事業債の限度額を3億3,720万円に、地方道路等整備事業債の限度額を2億2,410万円に、緊急防災・減災事業債の限度額を2,830万円に、学校教育施設等整備事業債を2億3,440万円に変更するものでございます。いずれも起債の方法・利率・償還の方法については変更はございません。

続きまして、11ページからでございますが、事項別明細書で各項目の補正額および主な内容のご説明をさせていただきます。今回の補正の主なものでございますが、決算見込みによる補正が主となっております。

まず歳入でございます。1款町税1項町民税1目個人3,776万4,000円の追加、2目法人540万円の減額、2項固定資産税2,600万円の追加、3項軽自動車税285万円の追加、4項町たばこ税282万3,000円の追加でございます。

12ページをお願いいたします。2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税21万3,000

円の追加、2項自動車重量譲与税 626万9,000円の減額、3款利子割交付金 68万2,000円の追加、4款利子割交付金 149万8,000円の追加でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金 71万1,000円の追加、6款地方消費税交付金 447万6,000円の追加、7款自動車取得税交付金 725万2,000円の減額、8款地方特例交付金 33万6,000円の減額でございます。

続いて、14ページでございます。9款地方交付税 449万7,000円の追加、10款交通安全対策特別交付金 9万3,000円の減額、11款分担金及び負担金 2項負担金 2目民生費負担金 1節児童福祉費負担金は 222万6,000円の減額、2節老人保護措置費負担金 12万8,000円の追加、12款使用料及び手数料 1目総務手数料 26万円の追加、2目民生使用料 151万6,000円の追加、6目土木使用料 28万5,000円の追加でございます。

7目教育使用料 193万5,000円の減額、4目土木手数料 17万6,000円の追加、13款国庫支出金 1項国庫負担金 1目民生費国庫負担金につきましては 877万9,000円の減額、2目衛生費国庫負担金 15万円の減額でございます。

続いて、2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金 225万8,000円の減額、2目民生費国庫補助金 161万1,000円の減額、3目衛生費国庫補助金 150万円の追加でございますが、これにつきましては台風 21号にかかる災害廃棄物処理事業に対する補助でございます。

6目土木費国庫補助金 1,720万1,000円の追加、8目教育費国庫補助金 2,450万3,000円の減額、14款県支出金 1項県負担金 1目民生費県負担金 290万3,000円の減額、2目衛生費県補助金 7万5,000円の減額、2項県補助金 1目総務費補助金 138万4,000円の減額、2目民生費県補助金 4,394万9,000円の追加、3目衛生費県補助金 12万3,000円の減額、5目農林水産業費県補助金 1,059万9,000円のうち2節農業振興費補助金の中の担い手確保・経営強化支援事業補助金 1,752万4,000円につきましては、国の補正予算によるものでございまして、全額31年度への繰り越しとなっております。

8目土木費県補助金 990万4,000円の減額、続きまして18ページ、10目教育費県補助金 77万8,000円の減額、3項委託金 1目総務費委託金 788万5,000円の減額、2目民生費委託金 11万2,000円の減額、15款財産収入 1項財産運用収入 1目財産貸付収入 78万3,000円の追加、2目利子及び配当金は11基金合わせまして 414万3,000

円の追加でございます。

16 款寄付金 7 目消防費寄付金 6 万 1,000 円の減額、17 款繰入金 2 目土地取得造成事業特別会計繰入金 256 万 9,000 円の追加でございます。

20 ページでございます。2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 2 億 5,941 万 3,000 円の減額、9 目教育振興基金繰入金 6,600 万円の減額、11 目がんばる愛荘町まちづくり基金繰入金 60 万円の減額、19 款諸収入の延滞金 25 万の追加、同じく 4 項受託事業収入 1 目民生費受託事業収入 1,000 円の減額、4 目衛生費受託事業収入 6 万 4,000 円の減額、5 項雑入 16 万 1,000 円の追加、20 款町債 1 項町債 1 目総務債 2,820 万円の減額、4 目土木債 4,320 万円の減額、5 目消防債 120 万円の減額、6 目教育債 340 万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。23 ページからでございます。歳出につきましても事業実績の見込みでございますとか、入札執行に伴う減額が主なものでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1,158 万 4,000 円の減額、5 目財産管理費 747 万 8,000 円の減額でございます。

24～25 ページになります。6 目企画費 1,933 万 9,000 円の減額、7 目電子計算費 1465 万 7,000 円の減額、10 目自治振興費 103 万 3,000 円の減額、11 目地域安全対策費 38 万 6,000 円の減額、2 項徴税費 1 目税務総務費 42 万 6,000 円の減額、2 目賦課徴収費 52 万 6,000 円の減額でございます。

26 ページでございます。3 項戸籍住民基本台帳費 23 万 4,000 円の減額、4 項選挙費 2 目県知事選挙費 259 万 5,000 円の減額、3 目県議会議員選挙費 553 万 3,000 円の減額、11 目愛知川土地改良区総代選挙費 25 万 2,000 円の減額、12 目秦荘土地改良区総代選挙費 22 万 9,000 円の減額でございます。

28 ページでございます。5 項統計調査費 3 目毎月人口推計調査費 1,000 円の追加、12 目住宅・土地統計調査費 6 万 3,000 円の減額でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 42 万 2,000 円の減額、2 目社会福祉施設費 775 万 9,000 円のうち、山川原地域総合センター改築事業に伴う工事請負費 800 万円の追加となっております。

3 目老人福祉費 245 万 8,000 円の減額、5 目人権施策推進費 11 万 2,000 円の減額、7 目国民健康保険費 81 万 5,000 円の減額、8 目障害福祉費 147 万 7,000 円の減額でございます。

30 ページでございます。10 目福祉センター費 83 万 1,000 円の減額、12 目介護保険費介護保険事業特別会計繰出金 946 万 2,000 円の減額、14 目後期高齢者医療費 295 万 9,000 円の減額、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 539 万 8,000 円の減額でございます。このうち、19 節業務効率化推進事業補助金につきましては国の補正予算により民間保育所等における事故防止のための機器購入ということで新たな補助金で 172 万円の追加となっております。

2 目児童福祉措置費 1,731 万 4,000 円の減額、4 目保育園費 680 万 3,000 円の減額、5 目児童福祉施設費 193 万 5,000 円の減額でございます。

続きまして、32 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費 820 万円の減額、2 目予防費 347 万円の減額、3 目環境衛生費 258 万 8,000 円の追加は損害賠償金でございます。

4 目保健衛生諸費は財源更正、5 目保健増進事業 617 万 2,000 円の減額、6 目保健センター管理費 28 万 5,000 円の減額でございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費、2 目農業総務費については財源更正、3 目農業振興費 751 万 2,000 円のうち 19 節負担金補助及び交付金の中の担い手確保・経営強化支援事業補助金 1,752 万 4,000 円の追加は繰越分でございます。

5 目農地費 47 万 4,000 円の減額でございます。

34 ページ、2 項林業費 1 目林業振興費 16 万 8,000 円の減額、7 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費 5 万 4,000 円の減額、3 目観光費 539 万 1,000 円の減額、8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費 288 万 1,000 円の減額でございます。

2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁総務費 170 万円の減額、2 目道路新設改良費 3,840 万円の減額、3 目道路維持費 123 万 8,000 円の減額、3 項河川費 1 目河川総務費 72 万 5,000 円の減でございます。

続いて、36 ページでございます。4 項都市計画費 1 目都市計画総務費 69 万 4,000 円の減額、4 目地籍調査費 1,205 万 6,000 円の減額、5 項住宅費 1 目住宅管理費 15 万 1,000 円の減額でございます。

9 款消防費 1 項消防費 1 目非常備消防費 22 万 2,000 円の減額、2 目消防施設費 256 万 1,000 円の減額、3 目防災対策費 215 万 2,000 円の減額、10 款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費 16 万 2,000 円の減額、3 目教育振興費 2,102 万 2,000 円の減額でございます。

38 ページでございます。4 目学校建設費 8,654 万 3,000 円の減額は愛知川東小学校の校舎改築分でございます。

2 項小学校費 1 目学校管理費 568 万 8,000 円の減額でございます。

続きまして、40 ページでございます。2 目教育振興費 602 万 4,000 円の減額、3 項中学校管理費 1 目学校管理費 175 万 4,000 円の減額、2 目教育振興費 142 万 4,000 円の減額でございます。

42 ページでございます。4 項幼稚園費 1 目幼稚園費 284 万 7,000 円の減額、5 項社会教育費 1 目社会教育総務費 26 万 1,000 円の減額、2 目人権教育振興費 10 万 1,000 円の減額、3 目人権教育推進事業費 43 万 9,000 円の減額、4 目文化財保護費 127 万 4,000 円の減額、6 目公民館費 147 万 7,000 円の減額、7 目図書館費 132 万 5,000 円の減額でございます。

続きまして、44 ページ、9 目文化振興費 73 万 9,000 円の減額、11 目博物館費 109 万 6,000 円の減額、6 項保健体育費 1 目保健体育総務費 52 万 3,000 円の減額、2 目体育施設費 629 万 6,000 円の減額、3 目給食費 98 万 5,000 円の減額でございます。

12 款公債費 1 項公債費 1 目元金は 20 万円の追加、2 目利子は 200 万円の減額でございます。

13 款諸支出金 2 項基金費につきましては 10 基金の合計で、合わせまして 406 万 7,000 円の追加をお願いするものでございます。

なお、今回の補正予算に伴う特別職の給与費明細書を 47 ページに添付をさせていただいております。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋正夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13 番、辰己 保君。

○13 番（辰己 保君） 13 番、辰己。教育委員会の方で質疑をします。小学校の教科教材の購入が減額になっているんですが、その要因というか、答申変更等何かあったのか。

○議長（高橋正夫君） 教育振興課長。

○教育振興課長（北川 寛君） 辰己議員のご質問にお答えします。

小学校費の方で教科教材・備品の減額につきましては、各小学校においてデジタル

教科書の購入を見込んでおりましたが、今回教科書の改定が平成32年度に行われることから、30年度に導入しても使える期間が短いということで購入を見送りさせていただきます。

○議長（高橋正夫君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 愛荘町一般会計補正予算（第6号）に反対をいたします。

補正予算を全体で見ると財政調整基金繰戻額が2億5,941万円、補正予算に余剰金が含まれているということは指摘できると思います。こういった余剰金、決算見込みで精算的に行われているわけですから、町単でカバーできる介護予防体操や老人クラブ助成金、こうしたものが小粋な事業に減額補正、要するに財産流用を行ってそのカバーができないのかどうかという検証が必要だと思えます。

今、議会で問題視している経常経費比率、これは赤信号手前です。行財政運営の弾力性に厳しい状況は確かにつくられてきています。一般会計全般で見ると財政力指数は0.62前後で推移をしています。

大手法人税の減収や合併算定外の要因が生じたと言えども、平成24年度から平成29年度までの一般会計決算では実質収支4億円から5億円の黒字決算で推移しています。

財政調整基金の推移も25年度決算15億7,000万円から29年度決算21億7,000万円で約6億円の積み増し、基金合計も41億円から48億円に6億円積み増しされ、財政調整基金の積み増し額と同額です。すなわち、財政が厳しいと常々言うわけです。確かに状況はけっして楽観できるものでないかも知れませんが、かといって体力はあります。

財政が厳しいと言って強制力のない国民健康保険事業会計への一般会計からの繰り出しを行わないなど町民生活に密着した事業予算に厳しい姿勢を行っていることを指摘し、一般会計分析をもう一度見て反対討論といたします。

○議長（高橋正夫君） 次に賛成討論はありますか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。議案第8号 平成30年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）について、賛成討論を行います。



歳入歳出ともに実績および今後の見込みを適格に把握し、全体として適切な増額や減額の補正を計上されております。また、国の補正予算を活用し、農業の担い手に対し、農業用機械・施設の導入を支援いたします担い手確保・経営強化支援事業や台風21号で被害を受けた農業用施設を再建・修繕しようとする農業者等に支援いたします被災農業施設等復旧支援事業などの繰り越しの手続きを適切に行われております。

以上の他にも事業完遂見込みなどによる補正を実施され、各事業の進捗の把握が愛荘町全体として確実に行われていることもわかりました。本件補正予算は平成31年度の新年度へ繋ぐ重要な補正でもあります。

今後引き続き適切な予算執行、予算管理をお願いし、委員各位におかれましてもご賛同をお願いいたしまして賛成討論といたしたいと思っております。

**○議長（高橋正夫君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋正夫君）** 起立多数であります。よって、議案第8号 平成30年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（高橋正夫君）** 日程第22、議案第9号 平成30年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総合政策部長。

〔総合政策部長 小杉善範君登壇〕

**○総合政策部長（小杉善範君）** それでは、議案第9号 平成30年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。別冊補正予算の48ページで説明をさせていただきます。

平成30年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 256 万

9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 257 万 9,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきます。53 ページをお願いいたします。歳入ですが、1 款財産収入 1 項財産売払収入 1 目不動産売払収入 256 万 9,000 円の追加、公募により土地売買を実施した 1 件分の収入でございます。

次、54 ページ、歳出でございます。3 款諸支出金 1 項繰出金 1 目一般会計繰出金は土地売払収入に伴い 256 万 9,000 円を追加するものでございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋正夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋正夫君）** 起立全員であります。よって、議案第 9 号 平成 30 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（高橋正夫君）** 日程第 23、議案第 10 号 平成 30 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 岡部得晴君登壇〕

**○住民福祉部長（岡部得晴君）** それでは、議案第 10 号 平成 30 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、ご説明いたします。55 ページを

お願いいたします。

平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,699万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,192万9,000円とするものでございます。

事項別明細書の60ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては平成30年度末を控え、歳入歳出とも決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しようとするため補正をお願いするものでございます。

歳入の部、1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は被保険者数が大きく減少したことなどによる決算見込みにより、現年度、過年度および滞納繰越分を合わせて867万3,000円を減額するものです。

2目退職被保険者国民健康保険税は決算見込みにより現年度および滞納繰越分として266万円を減額するものです。

7款県支出金2項県補助金3目保険給付費交付金は一般被保険者高額療養費の増加などにより普通交付金の増額交付が見込まれるため228万8,000円を追加するものでございます。

9款財産収入1項財産収入1目利子及び配当金は利息収入精査により3万1,000円を減額するものでございます。

次のページ、10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金については、決算もしくは見込みによりまして合わせて81万5,000円を減額するものです。

11款繰越金1項繰越金2目その他繰越金については、前年度繰越額確定に伴い1億689万円を追加するものでございます。

62ページをお願いいたします。歳出になります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費については一般管理事業の決算見込みによりまして14万3,000円を減額するものでございます。

2項徴税费1目賦課徴収費については賦課徴収事業の決算見込みによりまして105万円を減額するものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費については退職被保険者の減少等に伴う決算見込みによりまして500万円を減額するものです。

2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費については該当件数の増加等に伴う決算見込みによりまして 828 万 8,000 円を追加するものでございます。

下のページに移ります。2 目退職被保険者等高額療養費については退職被保険者数の減少に伴う決算見込みによりまして 100 万円を減額するものでございます。

10 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金については前年度の特定健康診査・保健指導費負担金が確定したことによりまして返還が生じたために 4 万 8,000 円を追加するものでございます。

2 項基金積立金 1 目財政調整基金積立金については前年度繰越金の一部を積み立てるため 9,585 万 6,000 円を追加するものでございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11 番、瀧すみ江君。

○11 番（瀧 すみ江君） 11 番、瀧です。先ほど説明の中で一般被保険者が大きく減少したので保険税の方も減少という話とか、退職被保険者療養給付費のところでも退職被保険者が減少しているということで説明がありましたけれども、減少の要因は何なのか、答弁をお願いします。

○議長（高橋正夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（岡部得晴君） ただいまご質問いただきました要因につきましては、国民保険自体から社会保険の該当になるという部分がアルバイトであっても増えてきておりますので、国民健康保険の被保険者が減少してきている部分がございます。

退職被保険者につきましては、退職医療制度が一応停止されまして経過期間といたしまして平成 31 年度までが退職被保険者の該当者が存在するというところで、年々減少してまいっております。その部分で今後増加ということは見込まれませんので、当所見込んでいた人数より減少したということでございます。以上です。

○議長（高橋正夫君） 11 番、瀧 すみ江君。

○11 番（瀧 すみ江君） 別のことで、説明の中でもありましたけれども、繰越金の一部を財政調整基金に積み立てたということで、確かに繰越金が大きな額になっていきますし、そのほとんどが財政調整基金の積立金になっていると思います。

それで、財政調整基金積立金の総額は、今いくら積み立てられているのかについてお聞きしたいのと、国保の場合、財政調整基金というのは私の記憶には一度も取り崩

されたことがないと思います。国民健康保険は県が運営するようになったんですけども、その中で、この財政調整基金の取り崩す場合とこのか、そういうのが決められているのかどうか、別に何も法的に決められた規則はないので町の裁量に任されているのか、そういうことについて教えていただきたいと思います。

**○議長（高橋正夫君）** 住民福祉部長。

**○住民福祉部長（岡部得晴君）** 基金の金額についてお答えいたします。現在、3,845万7,000円という基金を、今の予算額の部分は積立いたしておりませんので、その金額を保有しているところでございます。

基金の取り崩しにつきましては、平成27年度に2,000万円少し取り崩したというようなことがございます。それ以降については取り崩しは行っておりません。

ただ、それ以降、ご承知の通り、今年度からの国保制度の改正のために国等からの助成金等がございました。それについては一切積み立てを行わず、繰越金の中で対応をしてきたという中で金額が大きくなってきているというものでございます。

取り崩しにつきましては、当初もちろん医療費が大幅に伸びた場合、保険税を急激に上げることはできませんので、そのために基金を保有しているというような形で対応をしてきたところでございまして、条例等や規則等でも定めておりますので、その中で運用をしているところでございます。

ただ、国保制度が県で医療費が統一化になっておりますので、急激医療費の増加というのは今後見込まれない中で、その基金の運営についても、今回運営協議会の答申をいただきました中で、基金の活用についてもご意見を伺いまして、平成31年度につきましては、保険税はその基金を活用して運用していくというところで、現状の保険税で対応するというような答申をいただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（高橋正夫君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** これで質疑は終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧 すみ江。議案第10号 平成30年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対し、反対を表明します。

歳入の主なものは前年度繰越金 1 億 689 万円であり、歳出の主なものは財政調整基金積立金 9,585 万 6,000 円であり、歳入歳出それぞれ 9,699 万 9,000 円を追加しています。

このことから見れば、財政が黒字になっていく状況であり、財政調整基金積立金を国税の負担軽減のために使うことができる状況であることを訴えて反対討論といたします。

○議長（高橋正夫君） 次に賛成討論はありませんか。4 番、西澤桂一君。

○4 番（西澤桂一君） 4 番、西澤です。私は平成 30 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は国内に住所がある人であれば年齢に関係なく、誰もが何らかの公的な健康保険に加入しなければならない国民皆保険を支えるものとなっております。

しかし、高齢化や医療の高度化により運営状況は大変厳しく、改善するために持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法をはじめとする医療保険制度が改正されました。今年度からは滋賀県と各市町の保険者が新たな国民健康保険事業に取り組まれているところでございます。

今回の補正につきましては、保険給付費等交付金や繰入金額の確定をはじめとする歳入の精査ならびに退職被保険者療養給付費、高額療養費の決算見込みによる歳出の精査および今後の支出の備えが行われたことによるものであり、第 4 号補正予算を承認し、賛成するものであります。

どうかご理解いただきまして、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋正夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） これで討論を終わります。

これより議案第 10 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立多数です。よって、議案第 10 号 平成 30 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決しました。

---

## ◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 日程第24、議案第11号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 岡部得晴君登壇〕

○住民福祉部長（岡部得晴君） それでは、議案第11号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明させていただきます。64ページをお願いいたします。

平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,454万円とするものでございます。

69ページの事項別明細書をお願いいたします。今回の補正予算につきましては平成30年度末を控え、歳入歳出とも決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しようとするために補正をお願いするものでございます。

歳入の部、4款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は事務費の増加見込みによりまして3万円を追加するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金は後期高齢者医療広域連合の12月決定によりまして72万9,000円を減額するものでございます。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金は前年度繰越額が確定したことに伴いまして73万1,000円を追加するものでございます。

6款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は賦課誤りにより後期高齢者医療広域連合により還付されることに伴いまして3万4,000円を追加するものでございます。

5項雑入2目雑入は後期高齢者医療広域連合より入金代が支払われることによりまして4,000円を追加するものでございます。

70ページをお願いいたします。歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費については対象者増加に伴う郵送料等の見込みによりまして7,000円を追加するものでございます。

2項徴収費1目徴収費についても対象者増加に伴い郵送料の増加見込みによりまし

て2万7,000円を追加するものでございます。

2款広域連合納付金1項広域連合納付金1目広域連合納付金については本年度減額見込み分と前年度の確定によります増額分によりまして2,000円を追加するものでございます。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金については賦課誤りによる保険料の還付といたしまして3万4,000円を追加するものでございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋正夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（高橋正夫君）** 起立全員であります。よって、議案第11号 平成30年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（高橋正夫君）** 日程第25、議案第12号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 岡部得晴君登壇〕

**○住民福祉部長（岡部得晴君）** それでは、議案第12号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、説明させていただきます。71ページをお願いいたします。



平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,247万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,429万4,000円とするものでございます。

事項別明細書の76ページをお願いしたいと思います。今回の補正予算につきましては、平成30年度末を迎え歳入歳出とも決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しようとするため補正をお願いするものでございます。

歳入の部、1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料ですが、1節現年度分として特別徴収対象者が増加、普通徴収対象者が減少見込みであるため、合わせて407万6,000円を追加し、2節の滞納繰越分として滞納額対象者の確定見込みによりまして252万2,000円を追加するものでございます。

2款使用料及び手数料1項手数料1目総務手数料は、督促手数料件数の増加見込みによりまして1万9,000円を追加するものでございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、負担金の減額見込みによりまして現年度分といたしまして1,163万8,000円を減額するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金は、交付金の減額見込みによりまして現年度分といたしまして311万1,000円を減額するものでございます。

4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、交付金の減額見込みによりまして現年度分といたしまして17万9,000円を減額するものでございます。

5目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、交付金の減額見込みによりまして現年度分といたしまして55万8,000円を減額するものでございます。

6目保険者機能強化推進交付金は、保険者の機能強化のため評価指標に基づいて交付されるものであり、評価指標調査結果により交付額が確定したため現年度分といたしまして284万3,000円を新たに追加するものでございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は、交付金の減額見込みによりまして現年度分として1,681万5,000円を減額するものでございます。

2目地域支援事業支援交付金は、交付金の減額見込みによりまして現年度分として60万3,000円を減額するものでございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金は、負担金の減額見込みによりまして現年度分として 859 万 9,000 円を減額するものです。

2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、交付金の減額見込みによりまして現年度分として 8 万 9,000 円を減額するものです。

78 ページをお願いいたします。3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、交付金の減額見込みによりまして現年度分として 27 万 8,000 円を減額するものでございます。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金は、利息収入の精査によりまして 1 万 2,000 円を追加するものでございます。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金は、給付費の減額見込みによりまして現年度分として 778 万 3,000 円を減額するものがございます。

2 目その他一般会計繰入金は、事務費の減額見込みによりまして 130 万 9,000 円を減額するものでございます。

4 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、包括的支援事業・任意事業の減額見込みによりまして現年度分としまして 9 万 1,000 円を減額するものでございます。

6 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合支援事業）は、介護予防・日常生活総合支援事業の減額見込みによりまして現年度分として 27 万 9,000 円を減額するものがございます。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は、給付費の減額見込みなどによりまして 1,061 万 9,000 円を減額するものでございます。

80 ページをお願いします。歳出の部でございます。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、一般管理事業及び地域包括支援センター事業の決算見込みによりまして 53 万 2,000 円を減額するものでございます。

2 項徴収費 1 目賦課徴収費については、賦課徴収事業の決算見込みによりまして 10 万 6,000 円を減額するものでございます。

3 項認定審査会費 1 目認定審査会費については、認定審査事業の決算見込みによりまして 11 万 1,000 円を減額するものでございます。

2 目認定調査等費については、認定調査等事業の決算見込みによりまして 48 万 4,000 円を減額するものでございます。

4項運営協議会費 1目運営協議会費については、運営協議会事業の決算見込みによりまして5万7,000円を減額するものでございます。

2款保険給付費 1項介護サービス等諸費 1目居宅介護サービス給付費については、給付費の決算見込みによりまして3,271万6,000円を減額するものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費についても609万2,000円を減額するものでございます。

5目施設介護サービス給付費についても1,810万8,000円を減額するものでございます。

7目居宅介護福祉用具購入費についても45万4,000円を減額するものでございます。

9目居宅介護サービス計画給付費についても460万5,000円を減額するものでございます。

82ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費 1目介護予防サービス給付費については、介護予防給付費の決算見込みによりまして27万3,000円を減額するものでございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費についても77万4,000円を減額するものでございます。

5目介護予防福祉用具購入費についても6万7,000円を減額するものでございます。

6目介護予防住宅改修費についても62万1,000円を減額するものでございます。

7目介護予防サービス計画給付費についても94万4,000円を減額するものでございます。

3項高額介護サービス等費 1目高額介護サービス費については、1件当たりの給付費の増加による決算見込みによりまして56万9,000円を追加するものでございます。

4項高額医療合算介護サービス費 1目高額医療合算介護サービス費については、対象件数の増加による決算見込みによりまして18万9,000円を追加するものでございます。

5項その他諸費 1目審査支払手数料については、給付件数の決算見込みによりまして17万6,000円を減額するものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費 1目特定入所者介護サービス費については、対象者の増加による給付費の決算見込みによりまして180万4,000円を追加するものでござ

ございます。

4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業6目任意事業費については、任意事業の決算見込みによりまして33万6,000円を減額するものでございます。

84ページをお願いいたします。9目認知症総合支援事業費については、認知症総合支援事業の決算見込みによりまして7万2,000円を減額するものでございます。

10目地域ケア会議推進事業については、地域ケア会議推進事業費の決算見込みによりまして5万7,000円を減額するものでございます。

3項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費(第1号事業)については、介護予防・生活支援サービス事業費の決算見込みによりまして90万円を減額するものでございます。

4項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費については、一般介護予防事業費の決算見込みによりまして133万2,000円を減額するものでございます。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金については、保険料還付金の決算見込みによりまして19万1,000円を減額するものでございます。

2項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金については、給付費などに対する保険料負担割合において、余剰金が生じるためや保険者機能強化推進交付金を今後の保険料の負担金として活用することなどにより1,396万7,000円を追加するものでございます。

次の86ページにつきましては補正後の特別職給与費の明細書でございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

**○議長(高橋正夫君)** これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、瀧すみ江君。

**○11番(瀧すみ江君)** 11番、瀧です。

先ほどから出ていました保険者機能強化推進交付金ですけれども、これは一般質問でも出ていましたとおり、新たに出てきたものですが、事務連絡ということで厚労省の介護保険計画課から、ネットで見つけましたが、そういう連絡が来ているのを調べたわけですが、この交付金は介護保険の特別会計に充当し活用するというので、何に使うかと言えば、自立支援重度化防止に踏まえた取り組みを進めていくことに対して支援、使うようなことが書いていますけれども、介護保険の特別会計に入れるとい

うことになると、介護保険の特別会計で計上されているところの自立支援重度化防止の内容のところに使われるだけになるのか。つまり、一般会計でもそういう内容のことがありますので、そこら辺について、この中だけで使われるものであるのかどうか。もし、この会計の中で使われるのだったら、どこがそれに当たるのかについてお願いします。

○議長（高橋正夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（岡部得晴君） ご質問にお答えいたします。基本的には一般介護予防事業、40歳以上の方という認識を持っておりますので、その方々に介護予防の事業として充当していくべきというふうに考えております。

ただ、今年度につきましては確定時期が遅くなりましたので、県等と相談させていただいている中で、一旦基金に積み立てるのも構わないというようなご判断でありましたので、今年度は基金に積み立てさせていただいて、その中で一般介護予防の方に使っていくというように考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋正夫君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ですから、この交付金は例えば、介護保険特別会計の中でしか使えないものと捉えていいのかどうかを聞きたいのと、先ほども言いましたように、この中で例えば、どの項目のところでは使えるのかということについて答弁をお願いしたいです。

もう1つは、この時期に今年度については入ってきたので一旦基金の方に積み立てるということになってはいますがけれども、事務連絡の中では「1号保険料に余剰が発生した場合には滞納給付費準備基金に積み立てるものであるということを示し添える」ということになってはいますがけれども、今の状況は1号保険料に余剰が発生した状況なのかどうかについて、答弁をお願いします。

○議長（高橋正夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（岡部得晴君） まず、特別会計でというお話については、一般の介護予防という位置づけの中で40歳以上という中で介護保険特別会計の方で収入をさせていただいたところがございます。

該当といたしましては一般介護予防40歳以上の方に対する介護予防に活用していくということになっております。

それとともに、最後の部分でございますが、積立等につきましては介護保険の基金といたしましての余剰金につきましては、給付費が計画より低かったということで、30年度につきましては本来余剰が出るという中で計画が出ておりますが、予定以上の余剰が出ているというような形にはなっているところでございます、以上です。

○議長（高橋正夫君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 予定以上の余剰が出ているということでご答弁ありましたけれども、それでしたら、結局、介護給付費ですが、大きな減額が出ていまして、これはやはり予定以上に減額が出ていたということは、1年前に介護保険料を算定するのに計算したその時の見積もりが誤っていたというのか、この状況を把握できなかったというので、それは保険料の算定としては高く見積もってあるという、保険料は給付費の合計で算定されるので、この状況を見れば払い過ぎになっているという状況が言えると思いますが、どうでしょうか。見解を求めます。

○議長（高橋正夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（岡部得晴君） 事業計画につきましては、その時点でのご判断というような形で思っております。ただ、介護予防が効果というのが相当表れてきているのではないかなというふうに感じているところです。

認定者数につきましても減少しておりますし、重度化についても進んでいないという中における給付費の減額という状況になっておりますので、今後も介護予防に一層努めてまいりたいというふうに思っております。

介護予防に努めることによって介護保険料も抑えられるというように思っておりますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

○議長（高橋正夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。議案第12号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）に対し、反対を表明します。

歳入では新たに保険者機能強化推進交付金283万4,000円が計上されています。厚労省老研究介護保険計画課の事務連絡では交付金を活用し、地域支援事業、市町村の

自立支援、重度化防止等に向けた取り組みを支援するものですが、当該年度において1号保険料に余剰が発生した場合には通常通り介護給付費準備基金に積み立てるものであるとされています。

補正予算では第7期計画1年目にして給付費減額見込みによる介護予防準備基金繰入金金が1,061万9,000円も減額され、歳出においては保険者機能推進交付金283万4,000円を含む滞納保険準備基金積立金1,396万7,000円が計上されています。基金の取り崩しが80万4,000円なので1,316万7,000円が基金に積み増しされています。

その主な要因としては給付費の減額です。このような大きな余剰が生まれているということは介護保険料の取り過ぎということを指摘して反対討論といたします。

**○議長（高橋正夫君）** 次に賛成討論はありますか。4番、西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 4番、西澤です。私は議案第12号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）に賛成する立場から討論を行います。

高齢者が尊厳を持って自立した生活を続けられるように、介護を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって18年余りが経ちます。この間、着実に定着をされていて今は無くてはならない制度になってきております。

また、本年度は第7期介護保険事業計画の初年度であり、一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの進化推進を基本方針とするとともに、予防・介護・医療・生活支援・住まいと生活環境・生きがいや余暇の6つの分野について、充実しながら事業を展開されています。

今後ますます高齢化に伴う要介護認定者の増加により、介護サービスに頼らざるを得ない高齢者が多くなっている状況であります。

今回の補正については、歳入では特別徴収の対象保険者の増加見込みによる介護保険料の増額、歳出の実績見込みによる各負担金の補助金、繰入金を負担割合に応じて減額されております。

また、歳出では実績見込みにより不用となった事務経費の減額、各サービス給付事業においても実績見込みによる保険給付費の減額となっております。

さらに、地域支援事業費では介護保険、介護予防、生活支援サービス事業の実績見込みによる負担金補助及び交付金の減額や各事業における委託料の減額、今年度は第7期介護保険事業計画（3年間）の初年度であるため、保険料が保険給付費の23%以上の収入が見込まれることから、基金に積み立てをされるものであります。

全体的には介護保険の事業効果から介護認定者保険給付費に計画されている値まで、維持されている状況であります。

今後も必要な介護サービスの提供体制の充実と介護予防事業をより一層推進していただくことをお願いし、第5号補正予算を承認し賛成するものであります。皆さまのご賛同をいただきますようお願いして討論を終わります。

○議長（高橋正夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立多数です。よって、議案第12号 平成30年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 日程第26、議案第13号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔産業建設部長 青木清司君登壇〕

○産業建設部長（青木清司君） それでは、議案第13号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明させていただきます。87ページをお願いします。

平成30年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,794万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,668万6,000円とするものでございます。

地方債の補正 第2条 地方債の変更は「第2表 地方債の補正」によるものでございます。

90ページをお願いいたします。第2表 地方債の補正でございます。



起債の目的 公共下水道事業債 4,480 万円を 4,230 万円に減額変更するものでございます。

次に、93 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては国庫補助金の内示によります起債の減額また決算見込みを精査いたしました補正でございますので、よろしく願いをいたします。

まず、歳入でございます。1 款 1 項 1 目分担金につきましては 133 万 4,000 円の減額、受益者分担金の現年度分でございます。

2 項負担金 1 目負担金につきましては 166 万 3,000 円の減額、受益者負担金の現年度分でございます。

2 款 1 項 1 目使用料 990 万 1,000 円の減額につきましては使用料の現年度分等でございます。

次に、2 項手数料 1 目手数料 5 万 7,000 円の追加、督促手数料でございます。

めくっていただきまして、3 款国庫支出金 1 項 1 目土木費国庫補助金 270 万円の減額は内示によるものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金 9 万 8,000 円の追加は前年度繰越金でございます。

9 款 1 項 1 目下水道事業債 250 万円の減額は国庫補助金の減額によるものでございます。

次に、歳出でございます。95 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費 503 万 6,000 円の減額、2 目維持管理費 1,290 万 7,000 円の減額でございます。

次に、2 款 1 項 1 目公共下水道事業費につきましては特定財源の充当額の変更でございます。

3 款 1 項 1 目元金、2 目利子につきましても特定財源の充当分の変更でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

**○議長（高橋正夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、議案第13号 平成30年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（高橋正夫君） 暫時休憩をいたします。再開は2時50分です。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時50分

○議長（高橋正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（高橋正夫君） お諮りします。ただいま議堤1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、議堤1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議堤第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 追加日程第1、議堤第2号 予算・決算特別委員会の設置についてを議題にします。

提案者の説明を求めます。12番、竹中秀夫君。

[12番 竹中秀夫君登壇]

○12番（竹中秀夫君） 議堤第2号

予算・決算特別委員会の設置について

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成31年3月6日

提出者 愛荘町議会議員 竹中秀夫

賛成者 愛荘町議会議員 西澤桂一

賛成者 同 森野 隆

賛成者 同 村田 定  
賛成者 同 河村善一

愛荘町議会議長 高橋正夫様

次のページをお願いします。

予算・決算特別委員会の設置について

次のとおり、予算・決算特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 予算・決算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第 109 条および愛荘町議会委員会条例第 5 条
3. 目的 新年度予算ならびに前年度決算を総合的かつ詳細に検討する必要があるため
4. 設置期限 1 年間
5. 定数 議長を除く 13 人

といたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋正夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 討論なしと認めます。

これより議埒第 2 号を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋正夫君） 起立全員であります。よって、議埒第 2 号 予算・決算特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（高橋正夫君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 5 4 分

再開 午後2時55分

○議長（高橋正夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（高橋正夫君） お諮りします。ただいま選任1件、報告1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、選任1件、報告1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎選任第1号の上程、説明、

○議長（高橋正夫君） 追加日程第1、選任第1号 予算・決算特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により議長において指名したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。予算・決算特別委員会委員については、議長を除く全議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。

よって、選任第1号 予算・決算特別委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明、

○議長（高橋正夫君） 追加日程第2、報告第1号 予算・決算特別委員会の正副委員長報告についてを議題にします。

委員会で互選の結果、予算・決算特別委員会委員長に河村善一君、副委員長に竹中秀夫君、以上のとおり互選されましたので報告いたします。

---

## ◎議案第14号の上程、説明、質疑

○議長（高橋正夫君） 日程第27、議案第14号 平成31年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 川村節子君登壇〕

○総務部長（川村節子君） それでは、議案第14号 平成31年度愛荘町一般会計につきましてご説明申し上げます。まず、水色の表紙の予算書1ページをお願いします。

平成31年度愛荘町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ89億4,400万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 債務負担行為 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項・期間および限度額は「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方債 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条 一時借入金 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5億円と定める。

第5条 歳出予算の流用 地方自治法第220条第3項但し書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料。職員手当および共済費にかかる予算額に過不足が生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の款の流用

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、8ページ、「第2表 債務負担行為」をお願いいたします。

滋賀県信用保障協会小規模企業者小口会員保障債務損失補償として、平成32年度から43年度まで限度額160万円の範囲で損失を補償するものでございます。

また、町のグランドデザイン構築事業につきましては32年度までで942万6,000円、街路灯等LED化促進事業は32年度から平成41年度までで1億3,680万円、

学校施設等の長寿命化計画策定事業といたしましては平成32年度までで658万2,000円の債務負担をお願いするものでございます。

次に、第3表 地方債補正でございます。起債、目的、限度額につきましては臨時財政対策債2億8,000万円、公共事業等債2,000万円、地方道路等整備事業債2億2,280万円、合計で5億2,280万円を限度額として借入、記載の方法は証書借入、利率は5%以内、償還の方法は予算書に記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細につきましては、このあとの予算・決算特別委員会等におきまして所管課長から事項別明細書および予算概要資料等の説明があるというように思っております。

私の方からは平成31年度当初予算の概要により説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、こちらの方で説明を概略だけさせていただきたいと思っております。

まず、1ページでございます。平成31年度当初予算の概要につきまして、予算編成の考え方を示させていただいております。

平成31年度は第2次愛荘町総合計画に基づく新たなスタートの初年度であり、「10年後を目指すまちの姿」「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の着実な推進を図るため、今年度の当初予算は年々膨れ上がる新規土地利用整備から脱却し、限られた財産の財源の中で本町の持続的発展につながり未来への投資となる施策を選択と集中により重点化したところでございます。

また、29年度決算におきましては経常収支比率が98.4%という硬直いたした財政状況を踏まえまして、本年度の一般会計予算は対前年度9億8,800万円の減とする総額89億4,400万円の圧縮予算といたしましたが、第2次総合計画の重点戦略プロジェクト、次代を担うひとづくり、誰もが活躍できる仕事づくり、未来を先取る活力あるまちづくりをスピード感をもって推進するため、重点的に予算の配分を行ったところでございます。

3ページをお願いしたいと思います。31年度の予算規模でございますが、一般会計では89億4,400万円でございます。特別会計は平成31年度から住宅新築資金等貸付事業の特別会計が廃止になったこと、下水道事業が企業会計になったことから総額で34億3,439万1,000円、対前年度当初比の13億7,003万8,000円の減となったところでございます。

31年度から公営企業となった下水道事業は19億299万3,000円で、一般会計と

4 特別会計、1 公営企業会計を合わせました総額は 142 億 8,138 万 4,000 円となったところでございます。

続きまして、7 ページの歳入についてご説明をさせていただきたいと思えます。7 ページの表の 10 列のところは平成 31 年度となっております。

まず、町税につきましては自主財源の大部分を占める町税収入でございますが、29 億 2,729 万円で対前年比 0.9%、2,736 万円の増で見込ませていただいております。

続きまして、地方譲与税から自動車取得税交付金まででございますが、国の地方財政計画および滋賀県の全体収入の推計等に基づいて積算をさせていただいております。この中の地方消費税交付金 3 億 7,495 万 2,000 円のうち、地方消費税の税率引き上げによる増収分 1 億 5,167 万 3,000 円につきましては、8 ページの表にございます町内民間保育所入所事業と福祉医療事業に充てさせていただいております。

また、地方交付税につきましては 22 億 1,700 万円でございますが、当初比 2,700 万円の増となっておりますが、国の地方財政対策によりまして臨時財政対策債を大幅に抑制し地方交付税を増加されましたことから、臨時財政対策債につきましては 7,900 万円の減となりまして、普通交付税と臨時財政対策債を合わせると全体的に合併の算定外の縮減を加味し、総額で 5,200 万円の減となったところでございます。

また、国庫支出金 8 億 2,364 万 1,000 円で前年対比当初比で 4,347 万 9,000 円の 5% 減でございますが、愛知川東小学校の校舎等増改築事業の財源である学校施設環境改善交付金等の減によるものでございます。

次に、県支出金につきましては 6 億 3,286 万 7,000 円で前年度当初比 9,377 万 8,000 円、12.9%の減でございますが、山川原地域総合センター改築事業の財源でございまず滋賀県隣保館整備事業費補助金等の減によるものでございます。

諸収入でございますが、2 億 3,285 万 7,000 円でございますが、中央スポーツ公園の天然芝のグラウンドナイターの照明設備整備事業でありますとか、秦荘・愛知川武道館の柔道畳の入れ替え事業の財源でありますスポーツ振興宝くじ助成事業の減によりまして、総額で 3,642 万円の減となったところでございます。

また、地方債 5 億 2,280 万円につきましては、合併特例債を活用いたしました山川原地域総合センター改築事業、合併振興基金の積立金の減、学校教育施設等整備事業債を活用した愛知川東小学校校舎等増改築事業の減によりまして、総額で 6 億 8,890 万円の減となったところでございます。

7 ページ、下段の表には歳入に占める自主財源としまして 47.2% となっているところでございます。

続きまして、9 ページ、歳出でございます。歳出につきましても主なもののみの説明とさせていただきます。

総務費は 12 億 1,196 万 1,000 円で愛知川庁舎の耐震補強でありますとか、LED 化の改修事業、ホームページのリニューアル等の業務の増、それから主要法人の予定納税還付金の減等によりまして、総額で 2,898 万 4,000 円の減となったところでございます。

民生費につきましましては 29 億 4,045 万円で、障がい者自立支援給付事業や町内の民間保育所入所事業の増、山川原地域総合センター改築事業の減等によりまして、総額で 2 億 2,494 万 9,000 円の減となりました。

衛生費につきましましては 6 億 4,448 万 5,000 円で湖東広域衛生管理組合の負担金やごみ収集運搬業務の増等によりまして、総額で 4,714 万 9,000 円の増となったところでございます。

商工費 1 億 4,450 万 1,000 円につきましましては、中山道愛知川宿活性化事業の減等によりまして総額で 2,732 万 3,000 円の減となったところです。

教育費 12 億 1,918 万 6,000 円でございますが、愛知川東小学校校舎増築事業の減等によりまして、総額で 4 億 9,947 万 6,000 円の減となりました。

諸支出金の 5,703 万 1,000 円につきましましては、合併振興基金の積立の減によりまして、総額で 2 億 2,544 万 1,000 円の減となったところでございます。

10 ページは性質別の内容を記載させていただいております。

続いて、11 ページでございます。基金の推移でございます。12 合わせて 12 の基金でございます。表の下段を見ていただきたいと思います。合計額は 29 年度末の残高でございますが、48 億 3,148 万 8,000 円でございます。30 年度中に 3 億 823 万 5,000 円を取り崩しまして、2 億 8,653 万 9,000 円を積み立て、30 年度末の見込みにつきましましては 48 億 979 万 2,000 円の見込みでございます。

31 年度予算につきましましては 7 億 3,440 万 1,000 円を取り崩しまして、5,703 万 1,000 円を積み立て、31 年度末の残高を 41 億 3,242 万 2,000 円と見込んでおります。

12 ページにつきましましては、31 年度に特定目的基金に充当する事業につきまして起債をいたしております。また、下段につきましましては特別会計基金を上げさせていただ



いております。

13 ページにつきましては基金の年度別の残高推移、14 ページにつきましては地方債の残高の推移でございます。

16 ページにつきましては、予算編成の諸通知を記載させていただいているところでございます。

もう一度、この予算書の方でございますが、135 ページをお願いしたいと思っております。135 ページは特別職の給与費明細書を、136 ページは一般職の給与費明細書を添付させていただいております。

また、140 ページでございますが、債務負担行為で当該年度以降の支出予定額に関する調書を、144 ページには地方債の当現年度末における現在額の見込みに関する調書を上げさせていただいております。

以上、平成31年度当初予算の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（高橋正夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により議案第14号、平成31年度愛荘町一般会計予算を予算・決算特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成31年度愛荘町一般会計予算は予算・決算特別委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第15号の上程、説明、質疑

**○議長（高橋正夫君）** 日程第28 議案第15号 平成31年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総合政策部長。

〔総合政策部長 小杉善範君登壇〕

**○総合政策部長（小杉善範君）** それでは、議案第15号 平成31年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。青の予算書の145

ページをお願いいたします。

平成31年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1万円と定める。

この事業につきましては地区内における事業用地の売買を行い、町有地の区画整理を実施し、適正な管理に努め、区画整理を実施した地区内の住宅用地を売払いを行うものであります。

事項別明細書の150ページをお願いいたします。

歳入につきましては1款財産収入1目不動産売払収入9,000円、4款諸収入1目預金利子1,000円でございます。

歳出につきましては151ページ、1款公共事業用地取得事業費1目公共事業用地取得事業費9,000円、3款諸支出金1目一般会計繰出金1,000円でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（高橋正夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により議案第15号、平成31年度土地取得造成事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 平成31年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

### ◎議案第16号から議案第18号の上程、説明、質疑

○議長（高橋正夫君） 日程第29、議案第16号 平成31年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から日程第31、議案第18号 平成31年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 岡部得晴君登壇〕

○住民福祉部長（岡部得晴君） それでは、予算書の152ページをお願いしたいと思います。

います。議案第16号 平成31年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。

平成31年度愛荘町国民健康保険事業特別会計は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億9,515万8,000円と定めるものとさせていただきます。

第2条につきましては、歳出予算の流用について定めるものとさせていただきます。

以下、歳入歳出予算の詳細につきましては、所管の委員会におきまして所属の課長の方から説明させていただきますので、私の方からは概要のみ説明をさせていただきます。

もう1冊の31年度の当初予算の概要の239ページをお開きいただきたいと思います。まず、事業の目的と事業の概要でございます。昭和36年に創設された国保制度は国民皆保険として支えてきました。今年度は滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として安定的な財政運営など国保運営において中心的な役割を担っており、医療給付や介護納付金などを支払い、その財源としましては国や県の公金と市町からの納付金により運営がなされております。

町は県が定めた納付金を納めるために、県から示されました標準保険料率を参考に保険税率を決定し賦課徴収を行うほか、地域に密着した事業を行っております。

平成31年度の保険税率については、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けまして保険税率を据え置くことといたしました。

保健事業では特定健康診査等実施計画およびデータヘルス計画に基づき生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、特定健康診査および特定保健指導を実施します。このことが被保険者の健康と病気の早期発見につながるとともに、脳ドック・人間ドック助成も継続して実施します。

本予算につきましては被保険者数3,960人で見込み、歳入歳出とも前年比較2,307万円の減額、1.27%の減になりますが、17億9,515万8,000円の予算で見込ませていただきました。

主な歳入については、国民健康保険税が3億7,988万3,000円、県支出金が12億4,567万1,000円、繰入金が1億6,384万9,000円となっております。

続いて、主な歳出については、総務費が4,093万7,000円、県給付費は滋賀県において試算された医療給付費などにより12億1,685万2,000万円、納付金においても

滋賀県の試算によりまして5億882万9,000円、保険事業費は2,637万9,000円となっております。

主な事業といたしましては保険給付事業、人間ドックの検診費の助成事業、特定健康診査等の事業の3事業を掲げております。

また、予算書の方に戻っていただくこととなりますが、169ページに特別職の給与費明細書、170ページ以降には一般職の給与費明細書を掲げております。

以上が国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、議案17号の説明をさせていただきます。予算書の174ページをお願いしたいと思います。

平成31年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,764万3,000円と定めるものとさせていただきます。

以下、歳入歳出予算の詳細につきましては所管の委員会におきまして所属の課長から説明させていただきますので、私の方からは先ほど同様、予算の概要の方で説明させていただきますので、概要書の260ページをお願いしたいと思います。

まず、事業の目的と事業の概要でございます。平成20年4月より後期高齢者医療制度が創設され、保険料の賦課決定や給付業務は都道府県ごとに設置されました広域連合が行い、市町村は特別会計を設け保険料の徴収、収納業務と窓口業務を担っております。

保険料軽減特例が段階的に見直しされ、平成30年度10月には均等割が9割軽減と8.5割軽減が7割軽減となることとされており、9割軽減対象者は通年8割に相当する軽減とともに、介護保険料軽減や年金生活支給給付金の支給がなされます。8.5割軽減対象者には介護保険料軽減や年金生活者支給給付金の支給がなされないため、平成31年度に限りと特例措置として8.5割軽減とされます。また、均等割5割軽減と2割軽減の対象の拡大を行うために所得基準額が引き上げられます。

保険料率については平成30年度、平成31年度を第6期保険料として滋賀県下では所得割が8.26%、均等割が4万3,727円で賦課限度額を62万円としております。今後も広域連合と一層の連携を図り、事業の運営を進めるとともに被保険者の目線できめ細やかな対応に努めてまいります。

本予算につきましては被保険者数を2,419人で見込み、歳入歳出とも前年度比較

491万8,000円の増額、2.69%になりますが、1億8,764万3,000円の予算規模で見込ませていただきました。

主な歳入につきましては、保険料は広域連合の試算によりまして1億4,588万9,000円、繰入金が4,158万9,000円となっております。

続いて、主な歳出につきましては総務費が698万2,000円、広域連合納付金は保険料と保険基盤安定分の合算によりまして1億8,050万1,000円となっております。

主要な事業といたしましては、一般管理事業、徴収事業、保険料負担金事業の3事業を掲げております。

また、予算書の方に戻りますが、184ページ以降に一般職の給与費明細書を掲げております。以上が後期高齢者医療事業特別会計の予算の説明でございます。

続きまして、議案18号の説明をさせていただきます。予算書の188ページをお開きいただきたいと思っております。

平成31年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億5,158万円と定めるものとございます。

債務負担行為 第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間および限度額は「第2表 債務負担行為」によるものとございます。

第3条では歳出予算の流用について定めるものとございます。

第2表の債務負担行為、193ページをお開きいただきたいと思っております。高齢者保健福祉計画および第8期介護保険事業計画策定業務といたしまして、平成31年度から住民ニーズ調査等を実施し、平成32年度に8期計画を策定するために業者選定を行う必要があるため、期間を平成32年度で307万5,000円を限度額として債務負担をお願いするものとございます。

以下、歳入歳出予算の詳細につきましては所管の委員会におきまして担当課長から説明させていただきますので、私の方からは先ほど同様予算の概要の方で説明させていただきます。概要書の267ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、事業の目的と事業内容でございます。第7期介護保険事業計画では2025年の地域包括ケアシステムの実現に向けて高齢化の進行や介護予防を必要とする高齢者の増加を見据えた課題等に重点を置き、自助・互助・共助・公助の理念に基づき、中年層の健康維持と介護に関する意識の向上、元気な高齢者の介護予防と社会参加の促

進、安心してできる在宅介護の定着の3つの重点目標を着実に実行できるよう予算編成を行ったところでございます。

第8期介護保険事業計画の策定に向け、日常生活圏域ニーズ調査や高齢期に関する住民アンケートなどによる実態調査と課題分析を実施いたします。平成30年度からの第7期介護保険事業計画およびアクションプランを基に進捗会議を行いつつ、点検・評価・改善・対策を実施して事業の展開を図るとともに、被保険者が要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合も住み慣れた地域でできる限り自立した生活が送れるよう取り組みます。

さらに、新総合事業について要支援者へのサービスが質量とも低下することなく、多様なサービスが選択できるよう既存事業の整備も合わせて提供体制の構築とサービスの受け皿の確保した継続の予算としております。なお、消費税増税に伴う低所得対策については予算計上はしておりません。

この予算につきましては第1号被保険者数4,737人、要介護認定者数813人で見込み、介護予防事業などの効果により歳入歳出とも前年度比2,069万2,000円減額、1.47%の減になります12億5,158万円の予算規模で見込ませていただきました。

主な歳入につきましては保険料が3億2,040万1,000円、国庫支出金が3億3,689万6,000円、支払基金交付金が3億6,251万3,000円、県支出金が2億109万8,000円、繰入金が2億3,570万円となっております。

続いて、主な歳出でございます。総務費が4,806万8,000円、保険給付費は直近のサービス種別の利用状況を試算することなどによりまして13億1,481万円、地域支援事業は8,762万5,000円となっております。

また、予算書の方に戻っていただくこととなりますが、212ページには特別職の給与費明細書、213ページ以降には一般職の給与費明細書を掲げております。以上で介護保険事業特別会計の予算の説明とさせていただきます。

以上、3つの会計につきまして説明させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（高橋正夫君）** これより議案第16号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 質疑なしと認めます。

○議長（高橋正夫君） 次に、議案第17号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（高橋正夫君） 次に、議案第18号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 質疑なしと認めます。お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により議案第16号、平成31年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から議案第18号、平成31年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを教育民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号、平成31年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から議案第18号、平成31年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋正夫君） 日程第32 議案第19号 平成31年度愛荘町下水道事業会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

〔産業建設部長 青木清司君登壇〕

○産業建設部長（青木清司君） それでは、下水道事業会計につきまして、ご説明をさせていただきます。水色の予算書217ページをお願いいたします。

31年度予算より公営企業会計となるものでございます。地方公共団体が行う下水道事業につきましては平成32年度予算までに公営企業会計の適用に取り組むこととされておりまして、31年の4月1日、31年度予算から公営企業会計方式に移行をさせていただくものでございます。

まず、下水道事業会計予算でございます。

総則では第1条で、業務の予定業につきましては第2条で、収益的収入および質につきましては第3条で、収益につきましては11億5,824万3,000円、下水道事業費

用につきましては10億8,583万3,000円でございます。

次、めくっていただきまして、資本的収入および支出でございます。資本的収入につきましては5億8,169万円、資本的支出につきましては8億1,716万円でございます。

特例的収入および支出につきましては第4条の2で、企業債につきましては第5条でそれぞれの起債の目的、限度額、起債の方法、比率、償還方法について定めております。

一時借入金につきましては第6条で、予定施設の各項の経費の金額の流用につきましては第7条で、議会の議決を得なければ流用することのできない経費につきましては第8条で、他会計からの補助金につきましては第9条でございます。

225 ページをお願いいたします。会計予定のキャッシュフローの計算書でございます。

227 ページにつきましては給与費の明細書でございます。

232 ページにつきましては会計の予定貸借対照表でございます。

235 ページにおきましては予定開始の貸借対照表でございます。

238 ページにつきましては実施計画の説明書になります。

243 ページに重要な改定方式にかかる事項につきましての注意書きとなります。以上が予算書でございます。

次に、概要書の303ページをお願いいたします。下水道事業につきましては平成9年4月1日より順次開始を行っておりまして、平成30年度末には99.6%の普及率となる見込みでございます。

以下、予算額内容につきましては委員会の方で詳細説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋正夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（高橋正夫君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により議案第19号、平成31年度愛荘町下水道事業会計予算を所管の総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号、平成31年度  
愛荘町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎休会の宣告

○議長（高橋正夫君） お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで閉会することに  
決定しました。

お諮りします。議事の都合により3月7日から3月21日までの15日間、休会に  
したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋正夫君） 異議なしと認めます。よって3月7日から3月21日までの  
15日間、休会することに決定しました。

再開は3月22日です。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

延会 午後3時42分